

新名神・交通体系等対策特別委員会
資 料

案件 1 新名神高速道路の整備促進について

案件 2 新名神高速道路等の沿道まちづくりについて

案件 3 環状幹線道路等の整備促進について

平成 27 年 2 月 6 日

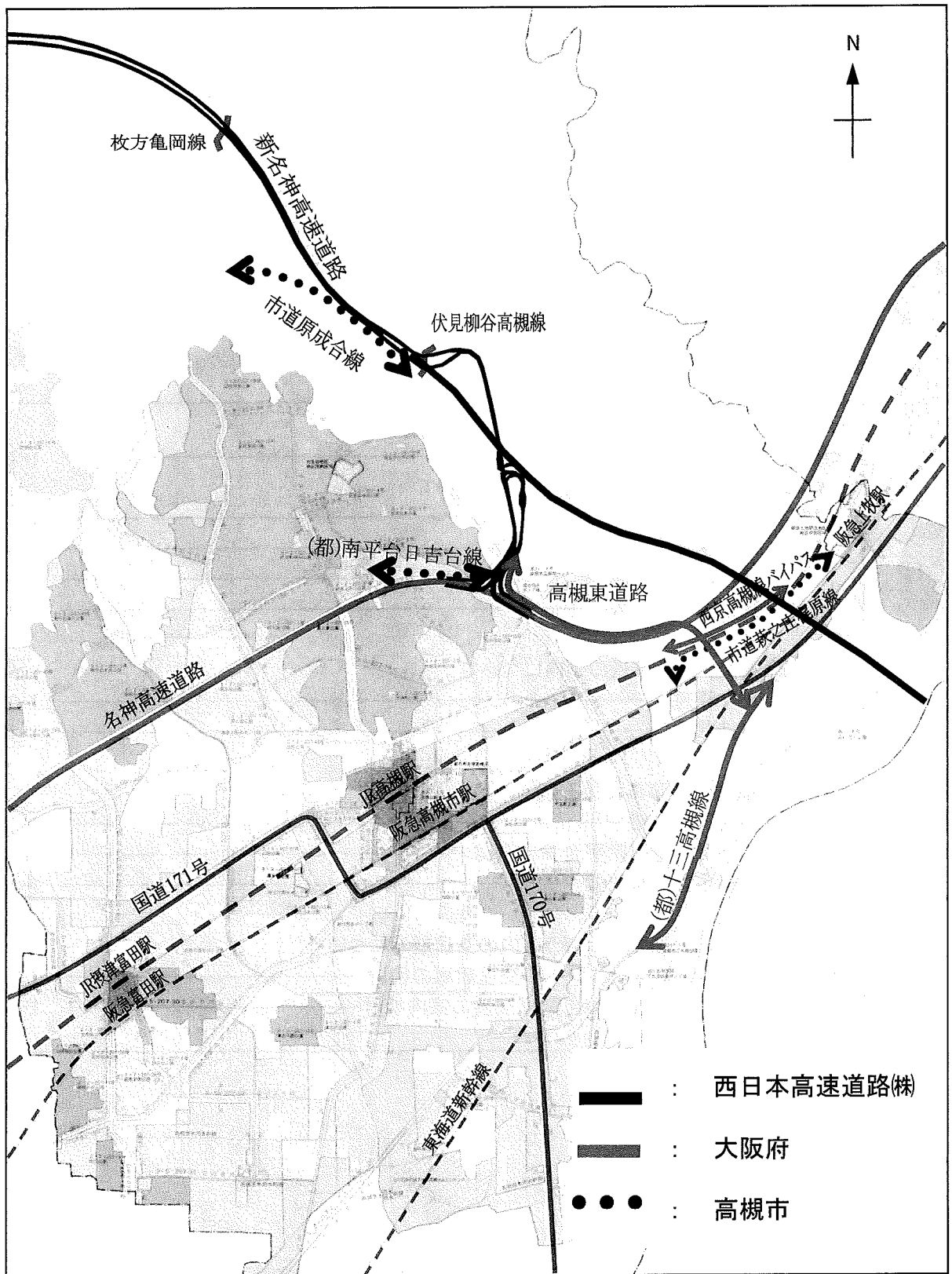
【都 市 創 造 部】

案件1 新名神高速道路の整備促進について

目次

| | |
|----------------------------|------|
| 全体位置図 | 1-1 |
| 1 新名神高速道路に係る最近の動向について | |
| 1-1 主な経過 | 1-2 |
| 1-2 新名神高速道路(八幡～高槻) | 1-3 |
| 1-3 新名神高速道路(高槻～神戸) | 1-5 |
| 1-4 完成までのフロー | 1-8 |
| 2 高槻東道路に係る最近の動向について | |
| 2-1 主な経過 | 1-9 |
| 2-2 進捗状況 | 1-10 |
| 3 新名神関連の市事業に係る最近の動向について | |
| 3-1 市道原成合線 | 1-11 |
| 3-2 都市計画道路南平台日吉台線 | 1-12 |
| 3-3 市道萩之庄梶原線 | 1-13 |
| 4 新名神高速道路の供用に伴う市内の交通誘導について | |
| 4-1 高槻インターチェンジへの交通誘導の検討 | 1-14 |
| 4-2 市内主要施設への自動車交通の案内検討 | 1-16 |

全体位置図



1 新名神高速道路に係る最近の動向について

1-1 主な経過

経過表

| 年月 | 主な取組 |
|--------------|--|
| 平成 7 年 7 月 | 第二名神自動車道の都市計画決定 |
| 平成 15 年 12 月 | 第 1 回国幹会議（国土開発幹線自動車道建設会議） ・抜本的見直し区間（八幡～高槻間）の設定（報告） |
| 平成 18 年 2 月 | 第 2 回国幹会議の開催 |
| 平成 19 年 4 月 | 道路名称を「新名神高速道路」に正式決定 |
| 平成 19 年 8 月 | 第二名神自動車道の都市計画変更の告示 |
| 平成 20 年 2 月 | 草津田上 IC～亀山 JCT 間が開通 |
| 平成 21 年 4 月 | 滋賀県・京都府・大阪府の 3 知事が新名神の整備促進を国交省へ要望 第 4 回国幹会議の開催 |
| 平成 21 年 12 月 | 新名神高速道路高槻第一 JCT（仮称）から神戸 JCT 間の起工式を開催 |
| 平成 22 年 3 月 | 第二京阪道路の門真 JCT～枚方東 IC 区間の開通により全線開通 |
| 平成 22 年 10 月 | 西日本高速道路㈱大阪工事事務所が高槻市川西町へ移転 関西経済連合会及び、滋賀・京都・大阪の 3 府県が「当面着工しない区間」の早期着工を国土交通大臣、民主党幹事長室へ要望 |
| 平成 23 年 4 月 | 国土交通省にて高速道路のあり方検討有識者委員会を開催 |
| 平成 24 年 4 月 | 国土交通省が新名神高速道路（大津～城陽、八幡～高槻）の凍結区間の建設事業を、NEXCO 西日本に許可 |
| 平成 24 年 5 月 | NEXCO 西日本が新名神（大津～城陽、八幡～高槻）を担う、新名神京都事務所及び新名神大阪東事務所を設置 |
| 平成 24 年 12 月 | NEXCO 西日本、大阪府は新名神（高槻～神戸）の土地収用法に基づく事業認定手続きの一環として、説明会を開催 |
| 平成 25 年 1 月 | 新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会（第 1 回）開催 |
| 平成 25 年 6 月 | 新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会（第 2 回）開催 |
| 平成 25 年 10 月 | 新名神・交通体系等対策特別委員会の開催（現場視察） |
| 平成 25 年 11 月 | 新名神・交通体系等対策特別委員会の開催 |
| 平成 25 年 12 月 | 新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会（第 3 回）開催 芥川橋（PC 上部工）工事 連結式の開催 |
| 平成 26 年 5 月 | 新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会（第 4 回）開催 |
| 10 月 | 新名神・交通体系等対策特別委員会の開催（現場視察） |
| 11 月 | 新名神・交通体系等対策特別委員会の開催（第 2 回） NEXCO 西日本より八幡～高槻間の行政協議開始 |
| 12 月 | 新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会（第 5 回）開催 |

1-2 新名神高速道路(八幡～高槻)

(1) 説明会等状況

| 年月 | 実施内容 |
|--------|---|
| 平成24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元説明会 <ul style="list-style-type: none"> 連合自治会 (H25. 1月) 上牧地区 (H25. 2月) 梶原地区 (H25. 2月) 成合地区 (H25. 2月) |
| 平成25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元説明会 <ul style="list-style-type: none"> 上牧地区 (H25. 11月) 梶原地区 (H25. 4月、6月、11月) 実行組合長会 (H25. 9月) 成合地区 (H25. 5月) ・ 五領地区動植物調査 (H25. 10月) ・ 五領地区大気観測 (H25. 5月) ・ 磐手地区ボーリング調査 (H25. 10～) |
| 平成26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 磐手地区動植物調査 (H26. 5月) ・ 磐手地区ボーリング調査 (～H26. 5) |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ NEXCO西日本地元協議開始 <ul style="list-style-type: none"> 梶原地区：梶原新名神対策協議会 上牧地区：上牧新名神対策協議会 成合地区：先行して用地測量実施中 |



淀川右岸から高槻高架橋付近(予定)を望む

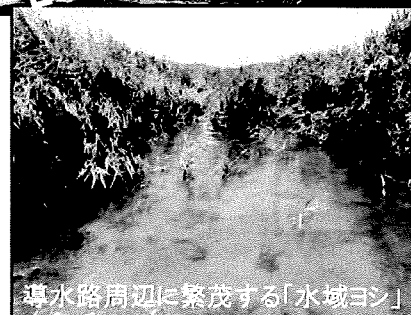
(2) 新名神高速道路 鵜殿ヨシ原の環境保全に関する検討会について

第5回検討会の報告内容（平成26年12月5日）

- ・ 筆築用（ひちりき用）ヨシの生育に関する調査
- ・ 土壌水分・地下水位測定と地下水流動に関する検討
- ・ 鵜殿ヨシのDNA分析結果
- ・ ヨシの生育試験

調査結果と平成27年の調査方針について（平成26年12月24日）

| 調査の目的 | 第1回から第5回までの調査結果 | H27年の調査方針 |
|-------------------------------------|---|--|
| ○ 新名神の影響把握 ・ 直接的影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 筆築用ヨシ採取エリアは計画ルートから約60m離れているため、直接的な影響がない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水流動に対し、新名神の影響について調査 |
| ・ 間接的影響 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 導水路からの浸透水は河川横断方向に流れる ・ 筆築用ヨシの根は地下水位より浅く、主に雨水から水分供給されている | |
| ○ 筆築用ヨシとその周辺に生育するヨシとの生育環境等の相違について把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 主に導水路通水時でも冠水しない箇所のヨシ（陸域ヨシ）が筆築に用いられる ・ 導水路通水時に冠水する箇所のヨシ（水域ヨシ）は、陸域ヨシに比べ茎径が細く、筆築には用いられない傾向にある ・ 筆築用ヨシは、特定のDNAを持つものではない | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水域ヨシでも筆築用と同程度の大きさが存在するため、引き続き詳細を確認 ・ 地形、土質状態について、引き続き整理 |
| ○ ヨシに関する生育試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 鵜殿ヨシ原内にあるヨシ種子からの発芽、生育を確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境条件の違いによる生育への影響について確認 |



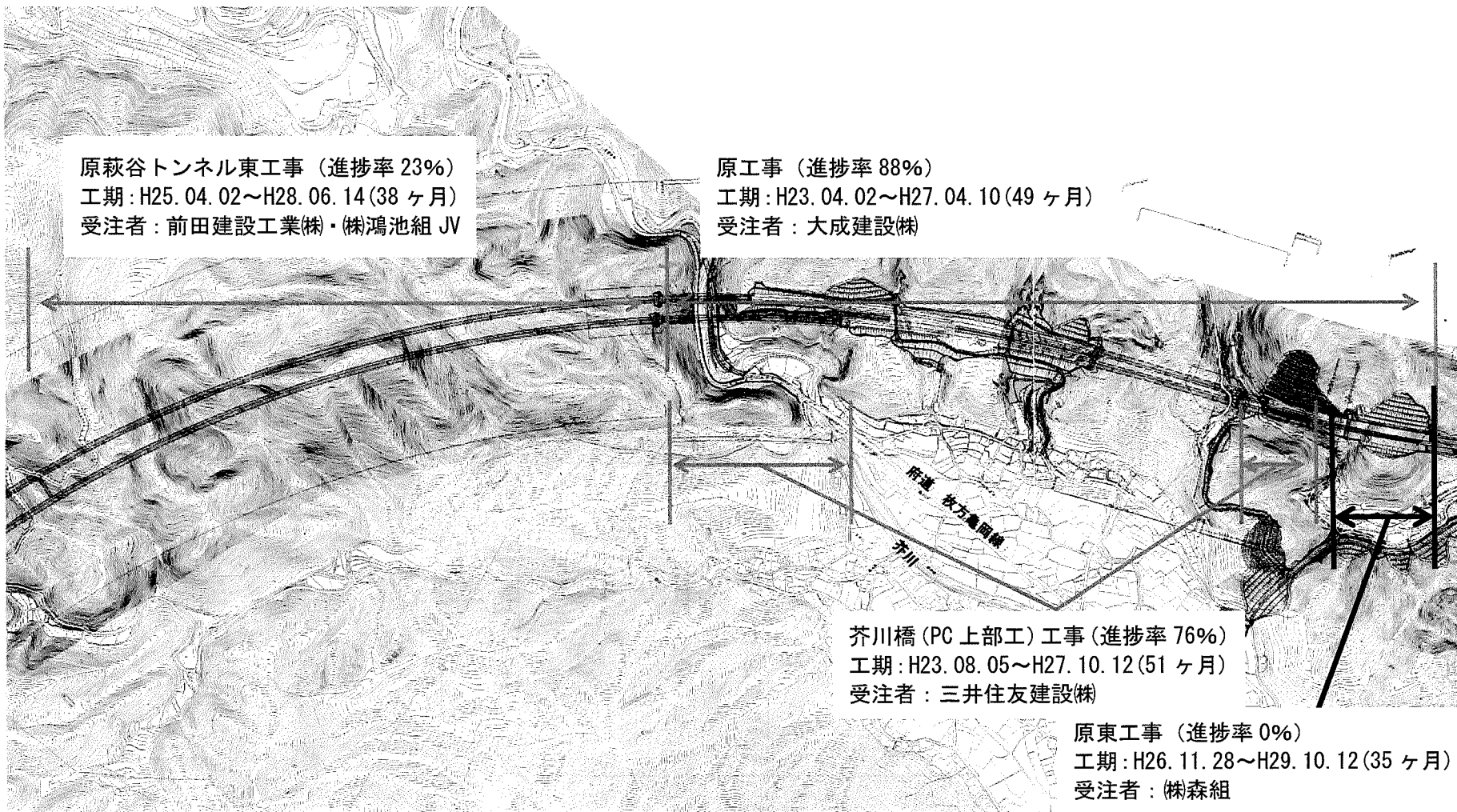
1-3 新名神高速道路(高槻~神戸)
事業の進捗状況

原地区

用地幅杭設置率: 100 %
用地取得率: 99 %
工事着手率: 100 %
平成26年 12月末現在

新名神高速道路 高槻西工事区範囲図

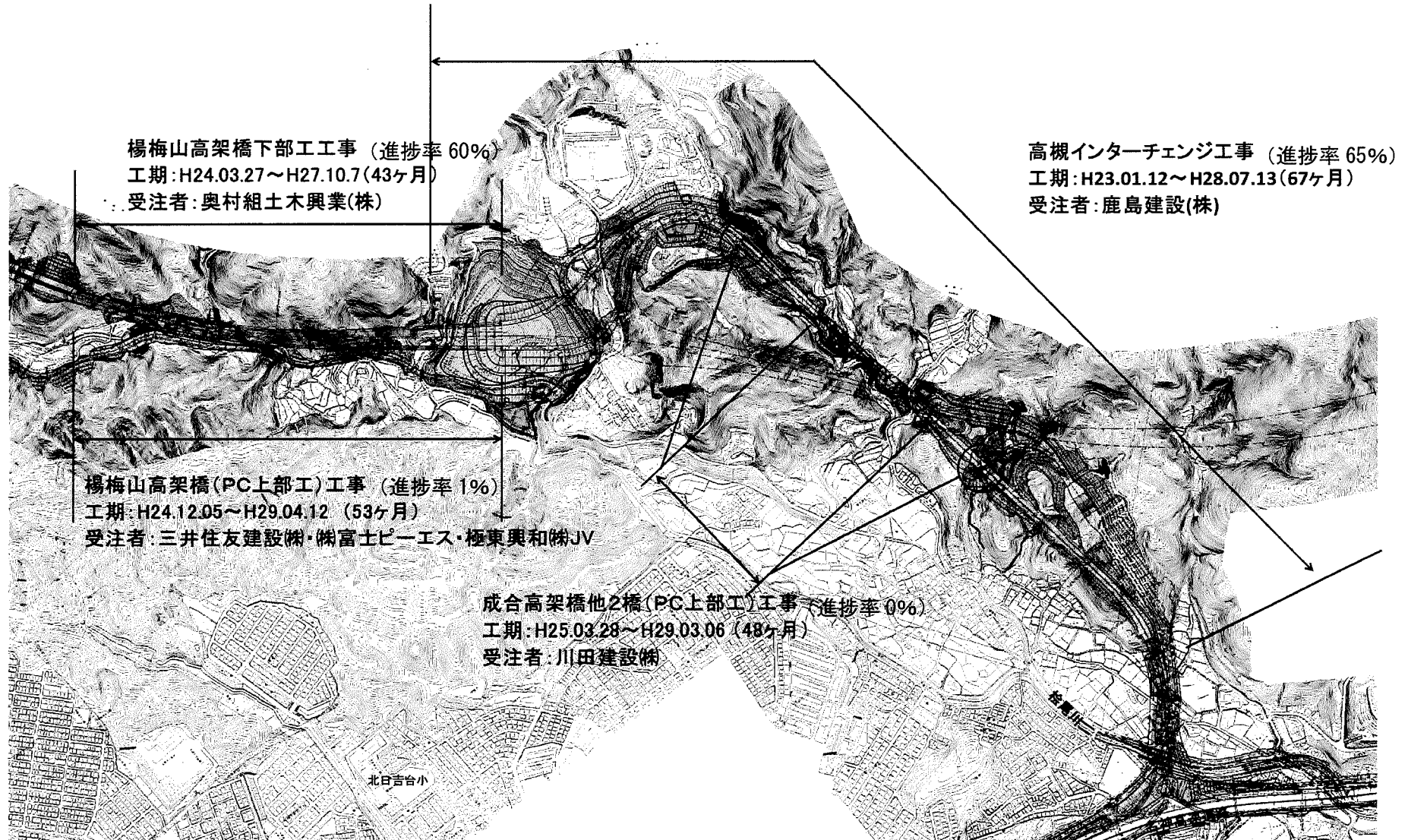
1-5



1-3 新名神高速道路(高槻~神戸)
事業の進捗状況

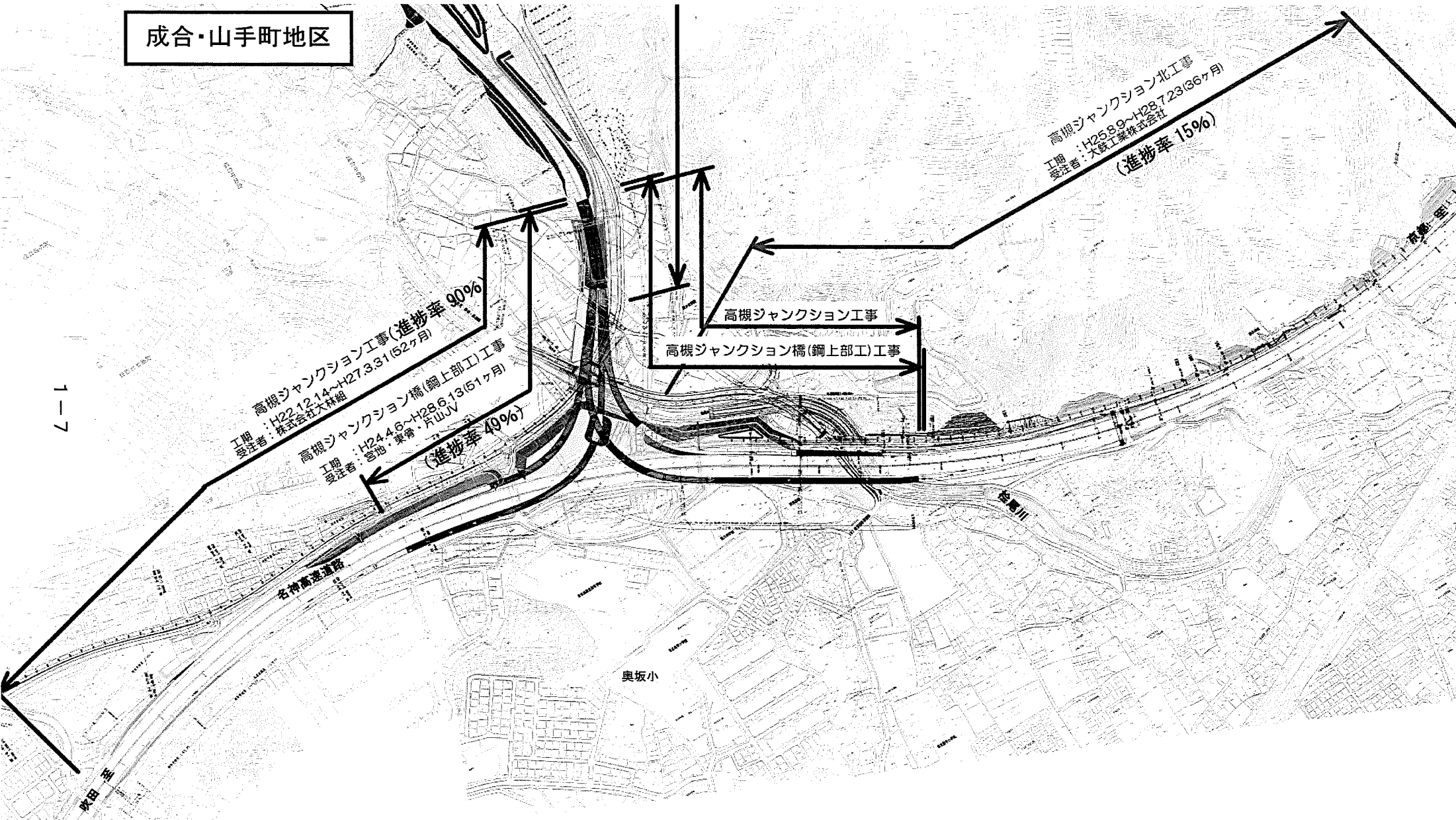
成合地区

新名神高速道路 高槻中工事区範囲図

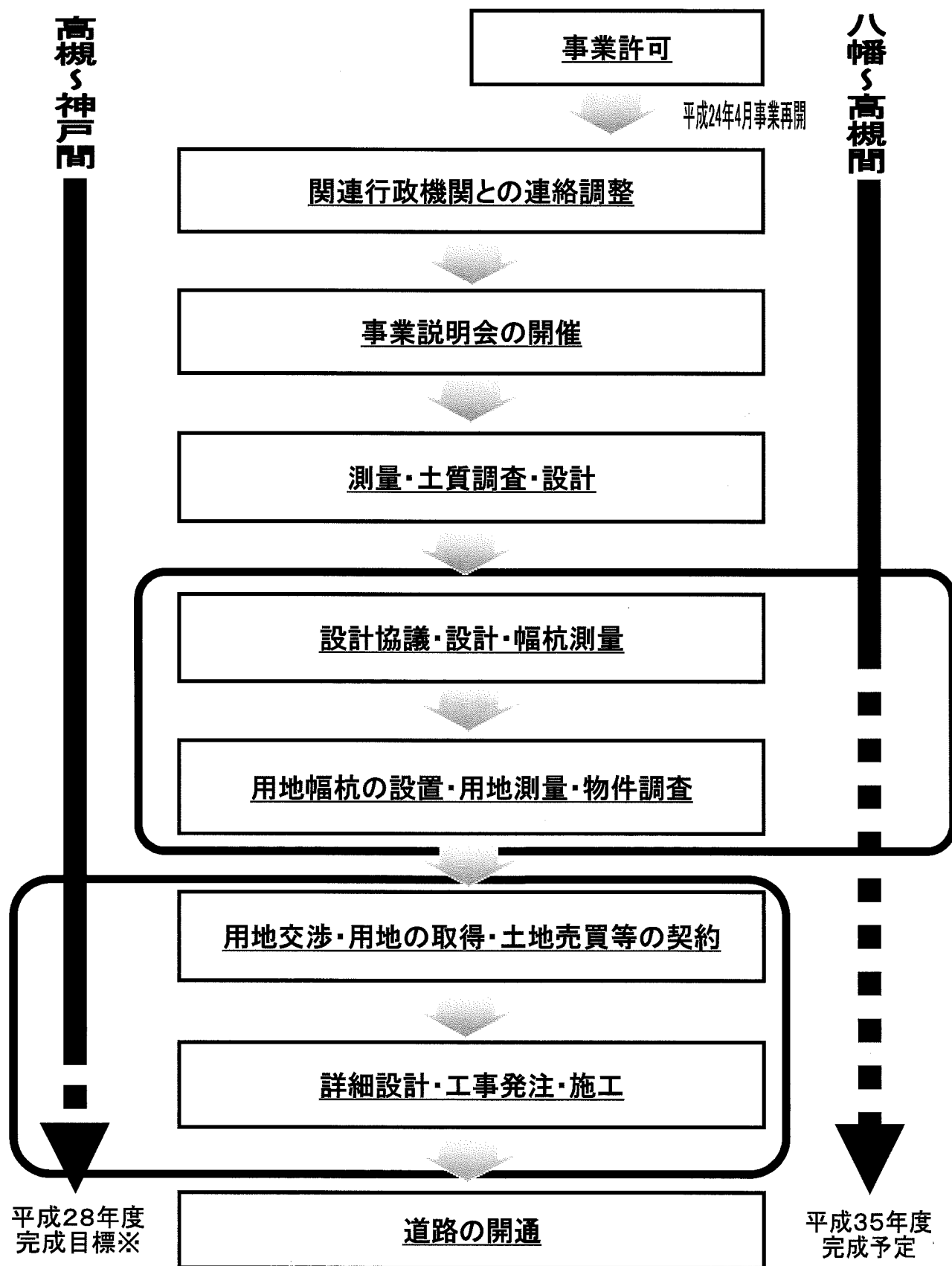


1-3 新名神高速道路(高槻~神戸)
事業の進捗状況

成合・山手町地区



1-4 完成までのフロー



※ 西日本高速道路㈱と日本高速道路保有・債務返済機構との協定による完成予定年度は平成30年度

2 高槻東道路に係る最近の動向について

2-1 主な経過

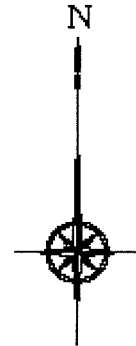
| 年月 | 経過 |
|--------------|---|
| 平成 18 年 2 月 | 大阪府が、新名神高速道路のアクセス道路としていた都市計画道路牧野高槻線について、以下のとおり ・「現ルート整備であれば、シールド工法」が前提 ・大阪府の財政事情から現ルートを新名神の供用に合わせて整備することは困難なため、別ルートなど様々な方策を検討していく |
| 平成 18 年 7 月 | 大阪府が新名神アクセス道路として、高槻東道路の整備について協議を申出 |
| 平成 19 年度 | 地元計画説明会、測量・調査・設計、環境調査 |
| 平成 20・21 年度 | 一部地域で境界立会・用地買収 |
| 平成 21 年 10 月 | 大阪府より高槻東道路の整備のあり方について申出 (国道171号および(都)十三高槻線への接続について) |
| 12 月 | 大阪府へ高槻東道路の整備のあり方についての申し出に対して要望 |
| 平成 22 年度 | 大阪府が高槻東道路の供用後の交通状況について高槻市へ説明 ・ 十三高槻線については新名神高速道路の供用時期に合わせ国道 171 号～枚方高槻線を整備した後引き続き枚方高槻線～桧尾川間を整備する。 ・ 高槻東道路（国道 171 号以北）については、新名神高速道路の供用時期にあわせて整備する。 ・ 高槻東道路（国道 171 号以南）については、新名神高速道路供用後の交通状況を踏まえ、整備時期について検討する。 |
| 平成 23 年 10 月 | 大阪府が西日本旅客鉄道株式会社と JR アンダーボックス工事委託の協定を締結 |
| 11 月 | 大阪府が高槻東道路側道橋下部工事及び、工事用進入路整備工事その 1 を契約 |
| 平成 24 年 3 月 | 大阪府が主要地方道伏見柳谷高槻線高槻東道路（成合工区）道路改良工事その 1 を契約 |
| 12 月 | 大阪府が高槻東道路側道橋上部工事及び工事用進入路整備工事その 2 を契約 |
| 平成 25 年 2 月 | JR アンダーボックス工事着手 |
| 平成 25 年 8 月 | 高槻東道路 名神補助車線併走区間について、NEXCO 西日本へ工事委託 |
| 平成 25 年 12 月 | 西京高槻線及び高槻東道路改良工事の契約 |
| 平成 26 年 7 月 | 高槻東道路 磐手橋上部工事の契約 |
| 10 月 | 高槻東道路 仮称成合橋梁下部工事の契約 |
| 12 月 | 高槻東道路（側道工区）道路改良工事（H26-1 工区）の契約 |

2-2 進捗状況

高槻東道路 L=約3.9km

[高槻IC～名神高速道路区間]

- ① 高槻東道路(成合工区)道路改良工事その1
受注者:大日本土木・森長組・大末建設特定共同企業体
工期:平成24年3月23日～平成28年8月31日
- ② 主要地方道 伏見柳谷高槻線 高槻東道路
磐手橋上部工事(H26-1工区)
受注者:日本橋梁株式会社
工期:平成26年7月11日～平成27年5月29日
- ③ 主要地方道 伏見柳谷高槻線 高槻東道路
仮称成合橋梁下部工事
受注者:国営建設株式会社
工期:平成26年10月15日～平成28年1月29日



[名神高速道路～国道171号区間]

- ⑤ JRアンダーボックスについて
(西日本旅客鉄道(株)へ工事委託)
受注者:大鉄工業株式会社
- ⑥ 主要地方道 伏見柳谷高槻線高槻東道路
(梶原工区)道路改良工事(H25-1工区)
受注者:(株)馬場建設
工期:平成25年12月27日～平成27年1月30日
※橋梁下部工ほか
- ⑦ 主要地方道 伏見柳谷高槻線高槻東道路
(梶原工区)道路改良工事(H25-2工区)
受注者:美馬建設(株)
工期:平成25年12月27日～平成27年1月30日
※橋梁下部工ほか

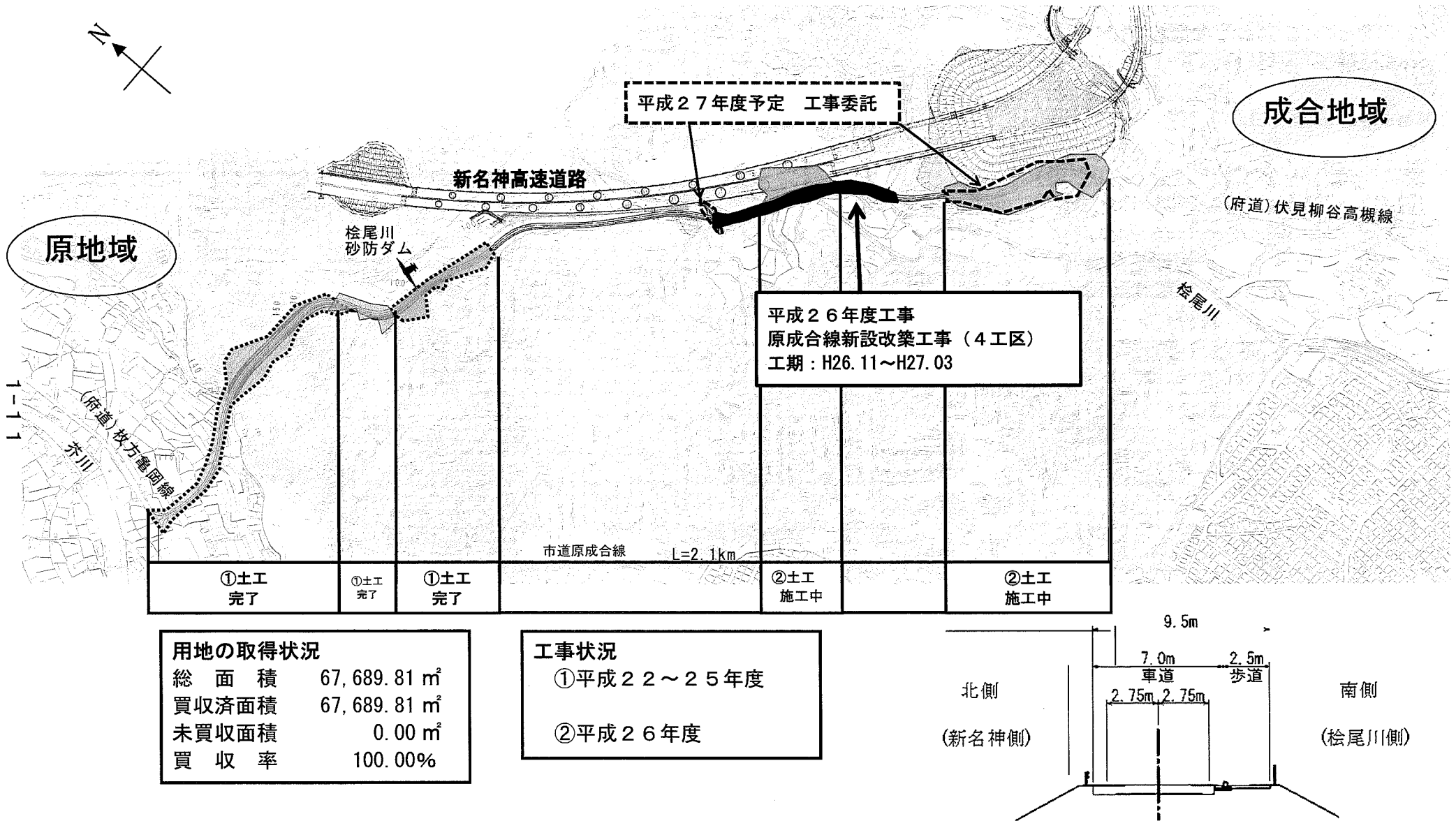
[名神併行区間]

- ④ 名神補助車線併走区間について
NEXCO西日本へ工事委託
(高槻ジャンクション北工事)
受注者:大鉄工業株式会社
工期:平成25年8月9日～平成28年7月23日
- ⑧ 主要地方道 伏見柳谷高槻線高槻東道路(側道工区)
道路改良工事(H26-1工区)
受注者:大日本土木(株)
工期:平成26年12月10日～平成28年1月29日



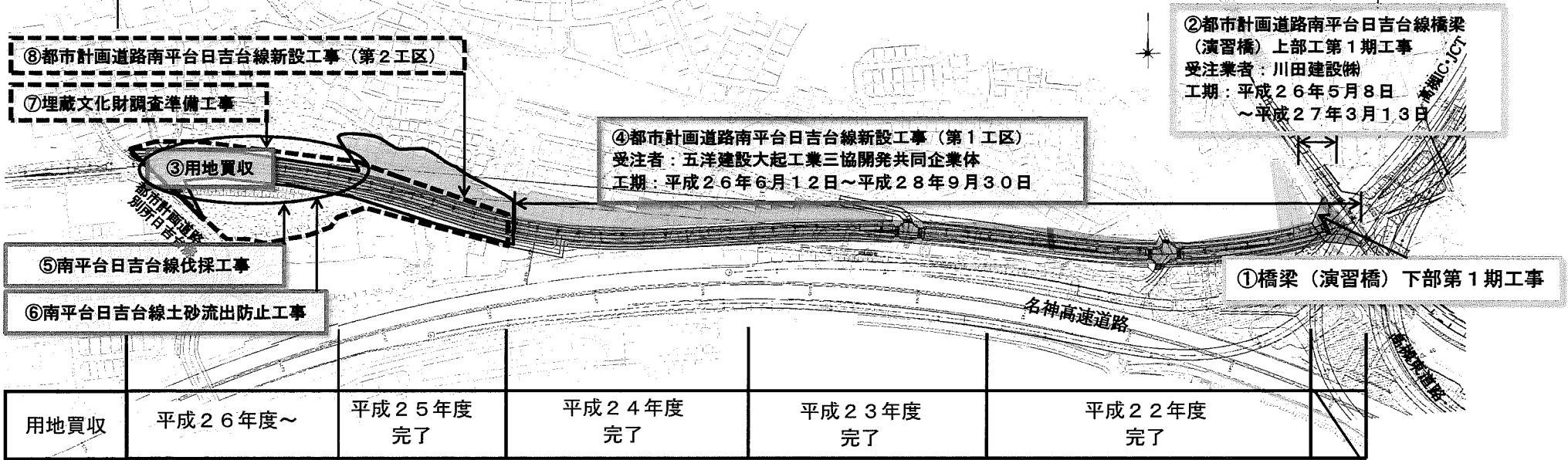
3 新名神関連の市事業に係る最近の動向について

3-1 市道原成合線



3-2 都市計画道路南平台日吉台線

都市計画道路 南平台日吉台線 整備延長 約 1.1km



1-12

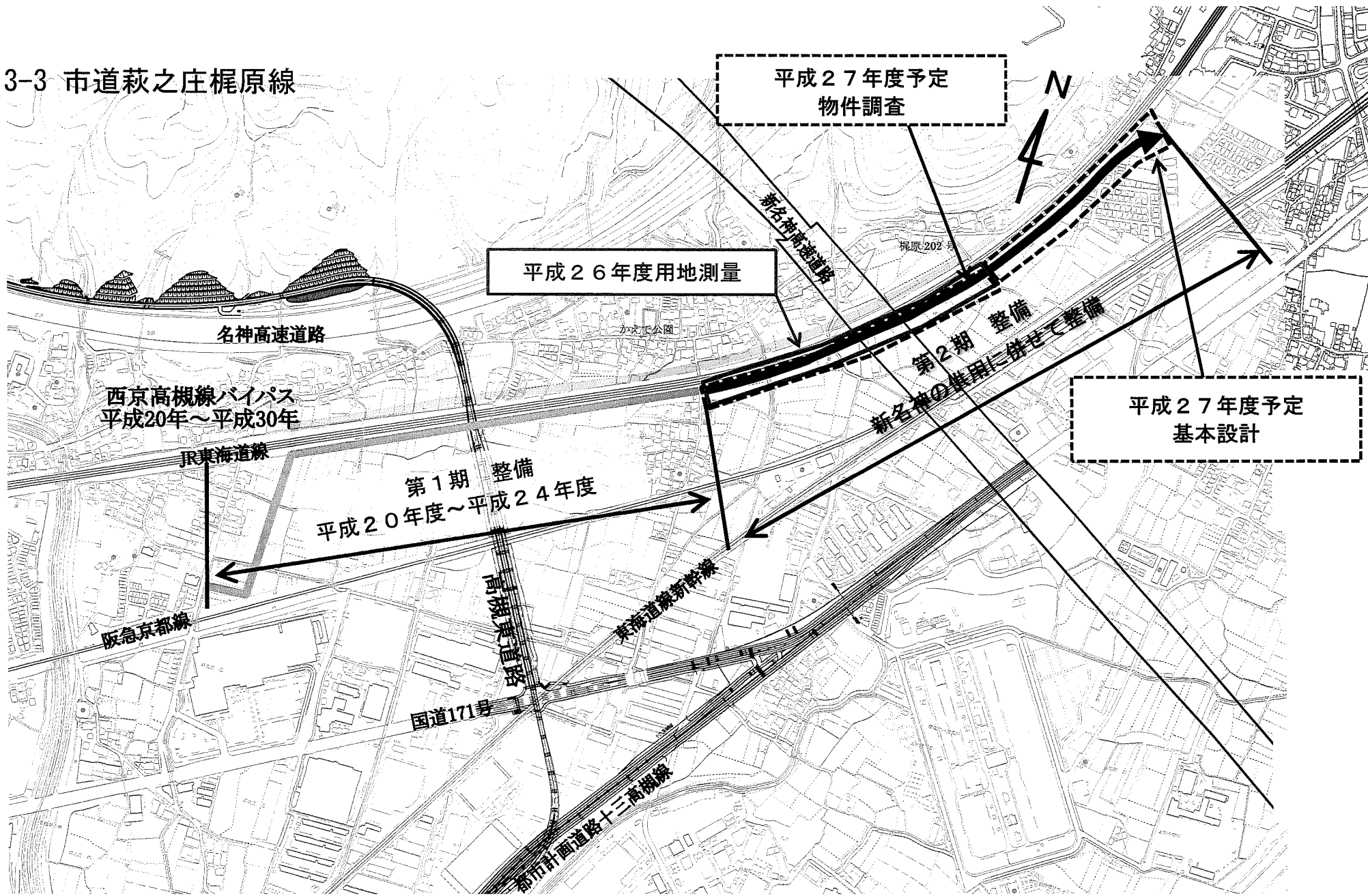
| 用地の取得状況 | |
|---------|------------|
| 総面積 | 32,282.37㎡ |
| 買収済面積 | 18,475.34㎡ |
| 未買収面積 | 13,807.03㎡ |
| 買収率 | 57.23% |
| 総件数 | 163件 |
| 買収済 | 156件 |
| 未買収 | 7件 |
| 進捗率 | 95.71% |

| 平成25年度実績 |
|--------------------------------|
| ①橋梁(演習橋)下部第1期工事 (平成26年9月完了) |
| ②橋梁(演習橋)上部工(施工中) |

| 平成26年度 |
|----------------------------------|
| ③用地買収 |
| ④道路新設工事(第1工区) (平成26年度～平成28年度) |
| ⑤南平台日吉台線伐採工事 |
| ⑥南平台日吉台線土砂流出防止工事 |

| 平成27年度予定 |
|------------------------------|
| ⑦埋蔵文化財調査準備工事 |
| ⑧都市計画道路南平台日吉台線 新設工事(第2工区) |

3-3 市道萩之庄梶原線



4 新名神高速道路の供用に伴う市内の交通誘導について

4-1 高槻インターチェンジへの交通誘導の検討

(1) 高槻 IC 設置に伴う交通問題に関する勉強会

① 目的

- ・高槻 IC 周辺の交通状況把握とその対応策等を検討するために平成 24 年 12 月に設置

② 構成

- ・国土交通省、大阪府、NEXCO 西日本、高槻市

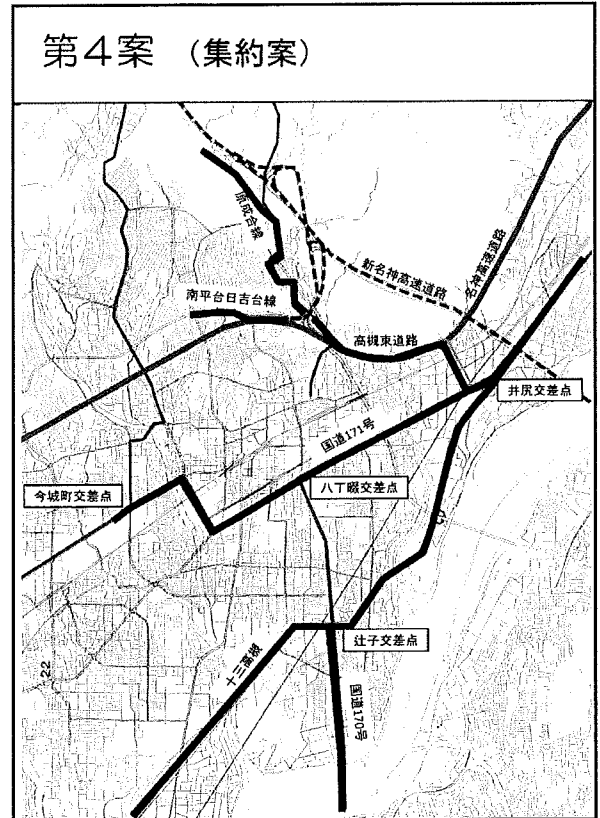
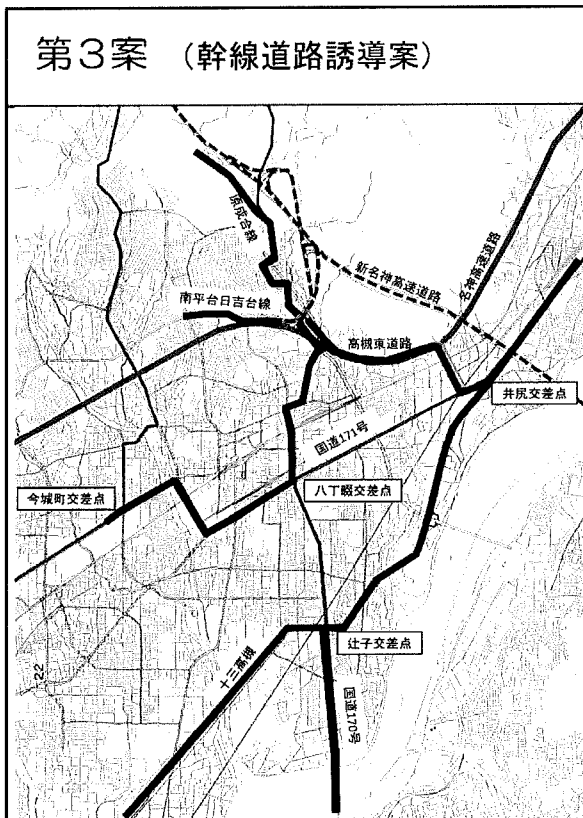
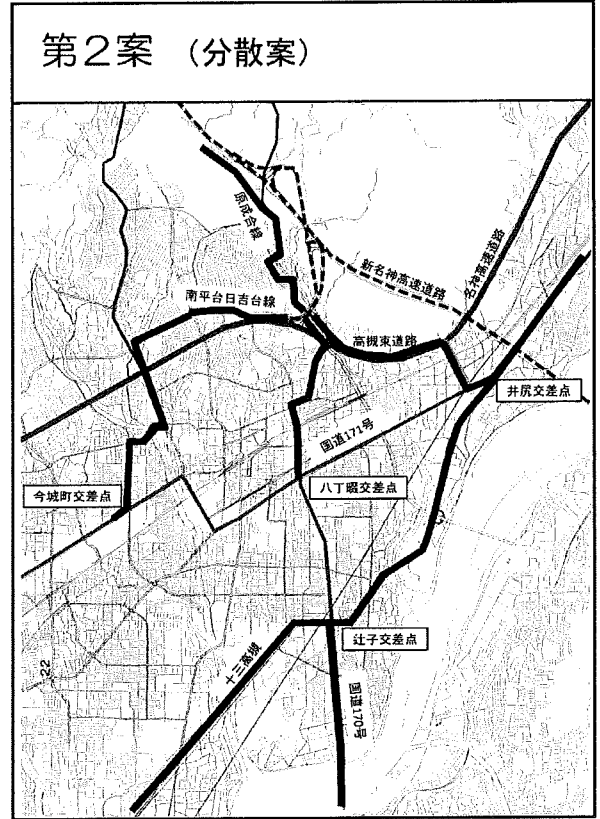
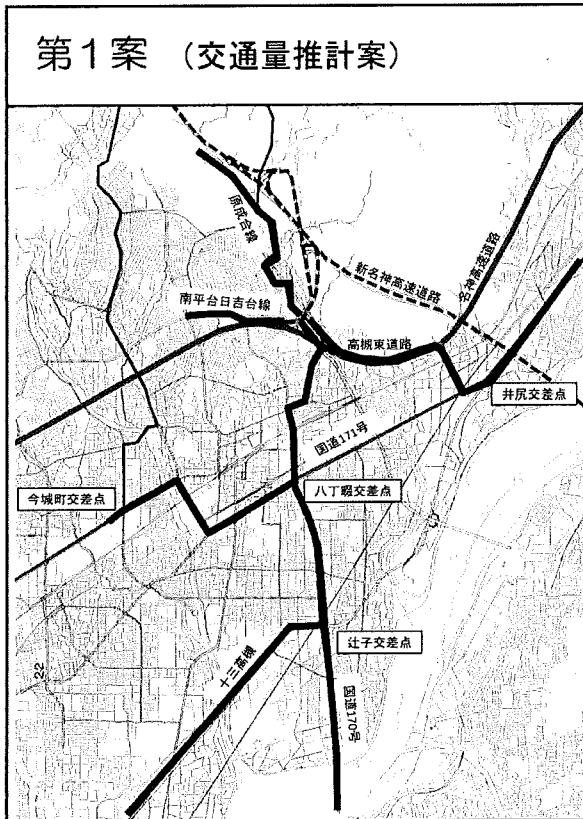
(2) 高槻 IC への交通誘導の検討

高槻 IC の供用に伴う交通量や交通流動等を把握した上で、将来の道路交通課題の抽出を行い、市内における円滑な交通機能を確保するため、主要幹線道路から高槻 IC への交通誘導について以下の 4 案（P 1-15 参照）で検討

| 種 別 | | 特 徴 | 評 価 |
|-------|---------|---|-----|
| 第 1 案 | 交通量推計案 | <ul style="list-style-type: none"> ・交通量推計結果を基に IC へ誘導する案 ・中心市街地に通過交通を導くことになる | △ |
| 第 2 案 | 分散案 | <ul style="list-style-type: none"> ・主に 3 方向から IC へ誘導する案 ・交通量の分散は図れるが、誘導が複雑なので迷う車が出る可能性が大きい ・南部方面の利用者には遠回り感が生じる | △ |
| 第 3 案 | 幹線道路誘導案 | <ul style="list-style-type: none"> ・主に 2 方向から IC へ誘導する案 ・中心市街地に通過交通を導くことになる ・南部方面の利用者には遠回り感が生じる | △ |
| 第 4 案 | 集約案 | <ul style="list-style-type: none"> ・主に 1 方向から IC へ誘導する案 ・誘導が分かりやすい ・市域西部方面の利用者には遠回り感が生じる | ○ |

- ・今後とも高槻 IC 設置に伴う交通問題に関する勉強会において、高槻 IC への交通誘導の検討を深めながら平成 26 年度末を目処にルートを決定
- ・平成 27 年度は、道路標識の設置箇所を調査・検討
- ・平成 28 年度は、高槻 IC の供用に合わせて各道路管理者及び NEXCO 西日本が道路標識を整備

高槻 I C への交通誘導ルート比較



4-2 市内主要施設への自動車交通の案内検討

(1) 高槻市道路案内標識研究会

① 目的

- ・高槻 IC から市内観光名所等への交通誘導を円滑に行うための道路の案内標識について調査、研究するため、平成 26 年 12 月に道路案内標識研究会を庁内に設置

② 構成

機動政策課、政策推進室、営業広報室、文化スポーツ振興課、都市づくり推進課、管理課、道路課、公園課、産業振興課、文化財課の課長級で構成

③ 今後のスケジュール

| 年 度 | 内 容 |
|------------|--------------------|
| 平成 26 年度 | 研究会設置、案内対象施設の選定 |
| 平成 27 年度 | 案内標識設置場所の選定、案内標識設計 |
| 平成 28 年度 | 案内標識設置工事 |
| 平成 29 年度以降 | 評価と検証 |

案件2 新名神高速道路等の沿道まちづくりについて

目 次

| | | |
|--------|---------------------------------|------|
| 1 | 高槻インターチェンジエリアのまちづくり | |
| 1-1 | 主な経過----- | 2-1 |
| 1-2 | 第4回総会の概要----- | 2-2 |
| 1-3 | 今後の取組----- | 2-4 |
| 2 | 関連道路沿道のまちづくり | |
| 2-1 | 十三高槻線エリア----- | 2-5 |
| 2-2 | 原成合線エリア----- | 2-7 |
| 【別添資料】 | | |
| 1 | 成合南地区土地利用協議会 ニュースレターvol.8 ----- | 2-9 |
| 2 | 前島まちづくりニュース ----- | 2-13 |
| 3 | 原里づくり通信 vol.1,2 ----- | 2-17 |

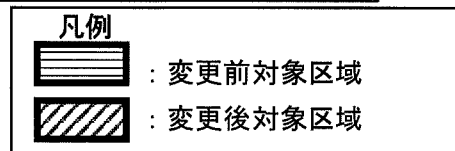
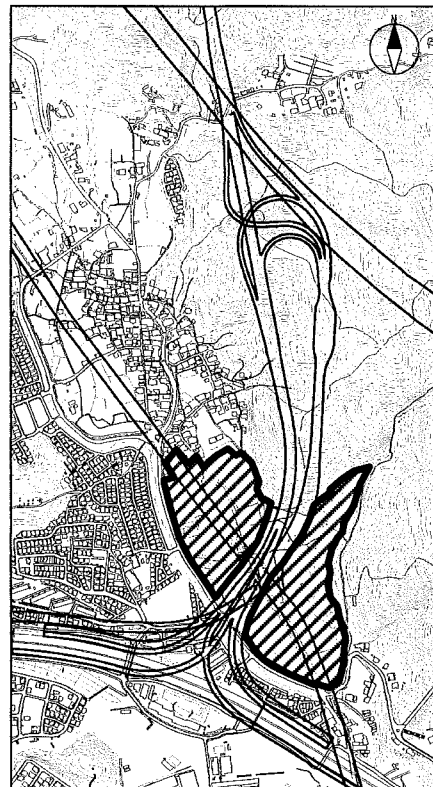
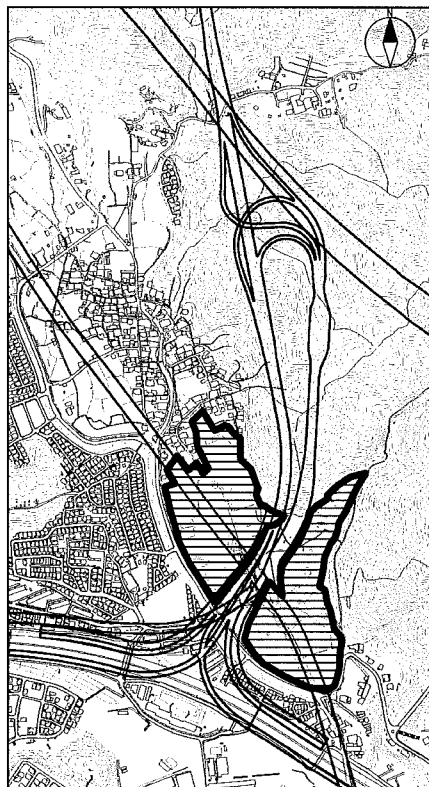
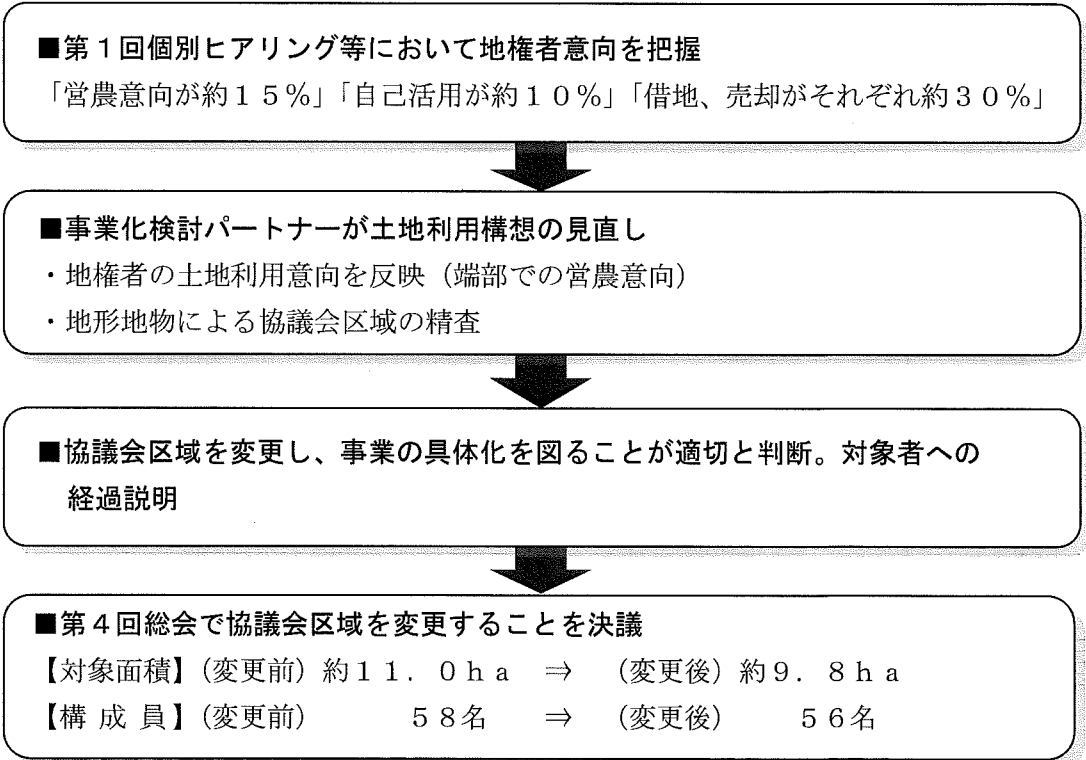
1 高槻インターチェンジエリアのまちづくり

1-1 主な経過

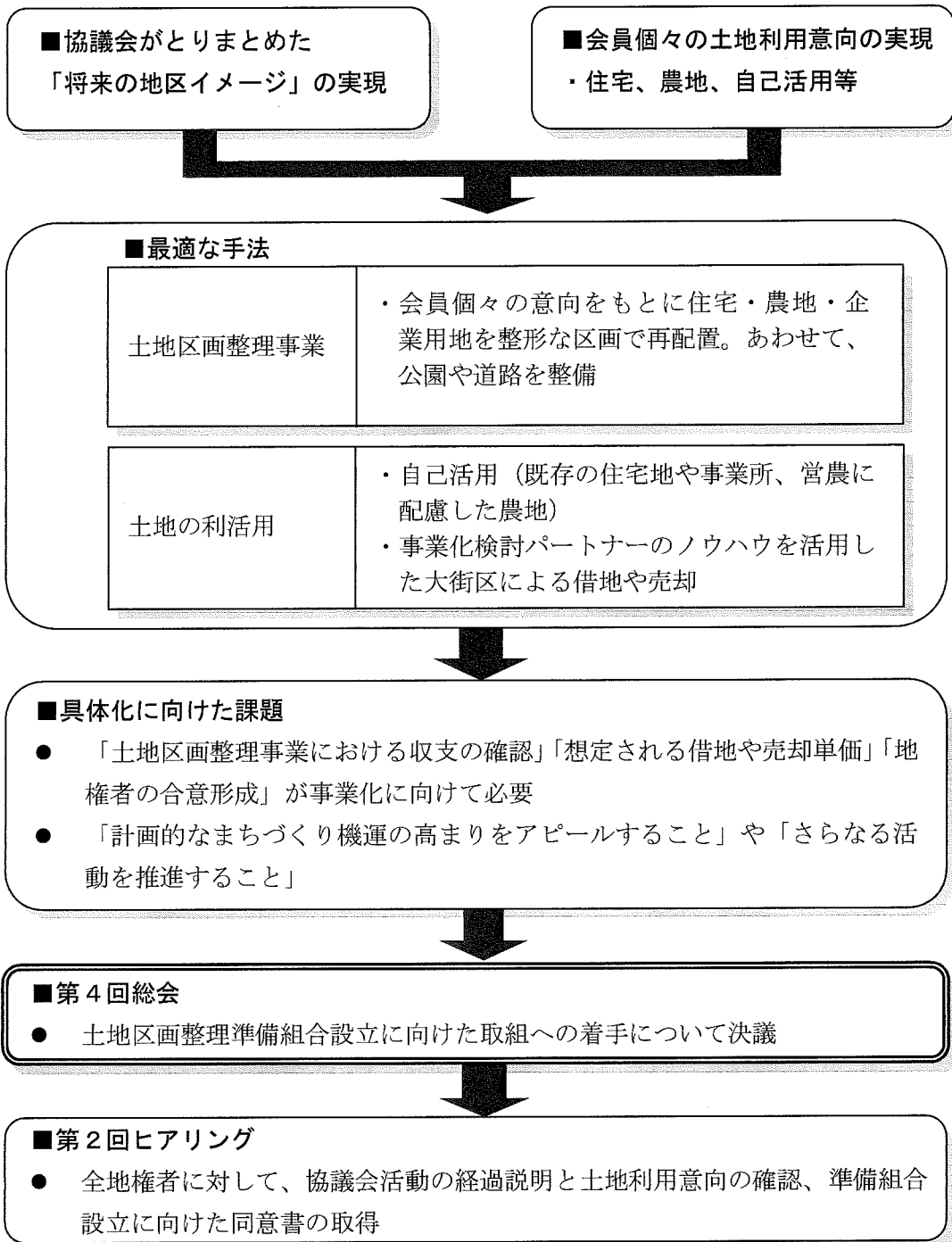
| 年 月 日 | 主な経過 |
|---------------|--|
| 平成19年12月 | 成合自治会等が計画的なまちづくりに向けた勉強会を開始 |
| 平成23年 1月 | 成合まちづくり協議会が発足 成合自治会と成合農林組合が無秩序な開発の抑制を目的とした土地利用に関する申合せ書を締結 |
| 平成24年 7月 | 成合農林組合が、今後の沿道まちづくりの取組方針を整理 |
| 9月～ | 「成合農林組合 農地等土地利用検討委員会」が発足 (検討委員会を計13回開催) |
| 平成25年 7月～ | 農地等土地利用検討委員会が関係地権者に対して活動報告会を開催 |
| 8月 | インターチェンジ周辺地権者で構成される「成合南地区土地利用協議会」 (以降「協議会」)が発足(第1回総会) |
| 平成26年 2月2日 | 協議会が第2回総会で「将来の地区イメージ」、「事業化検討パートナーの募集」について決議・募集開始 |
| 6月28日 | 協議会が第3回総会で事業化検討パートナーを決定 選定者：大和ハウス工業㈱・大和情報サービス㈱ |
| 7月24日 | 協議会と事業化検討パートナーが覚書を締結 |
| 8月～9月 | 協議会の会員に対して、市が中心となって第1回個別ヒアリングを実施 |
| 11月12日 | 新名神・交通体系等対策特別委員会 |
| 12月13日 | 協議会が第4回総会を開催 |
| 12月15日～ | 協議会員に対して、第2回個別ヒアリングを開始 |

1-2 第4回総会の概要

(1) 協議会区域の変更



(2) 事業手法の具体化



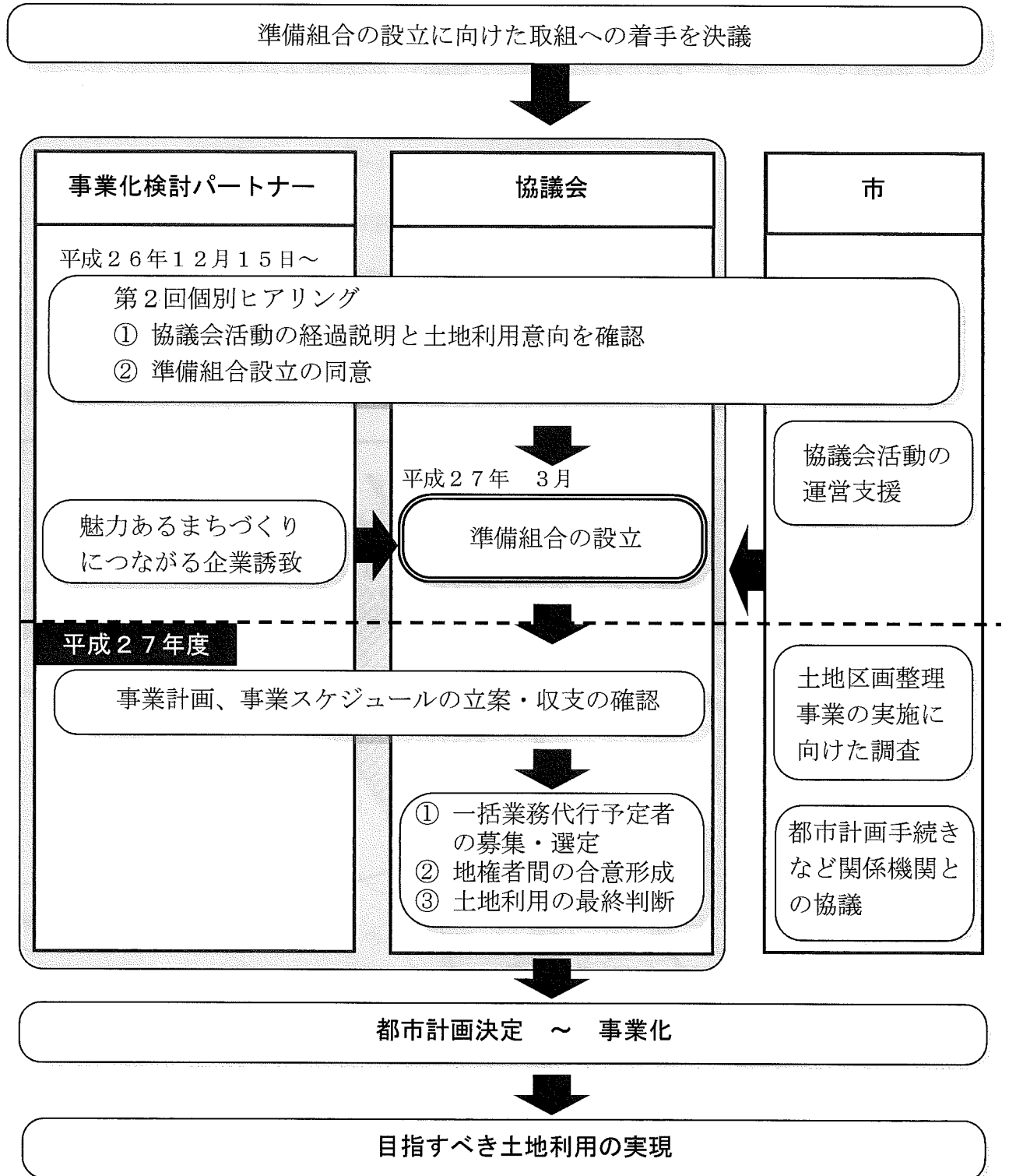
第4回総会開催状況



第2回個別ヒアリング状況

1-3 今後の取組

第4回総会



事業化検討パートナー：地権者が合意できる土地利用構想の立案やそれに応じた進出企業の確保と事業化の支援を行う。

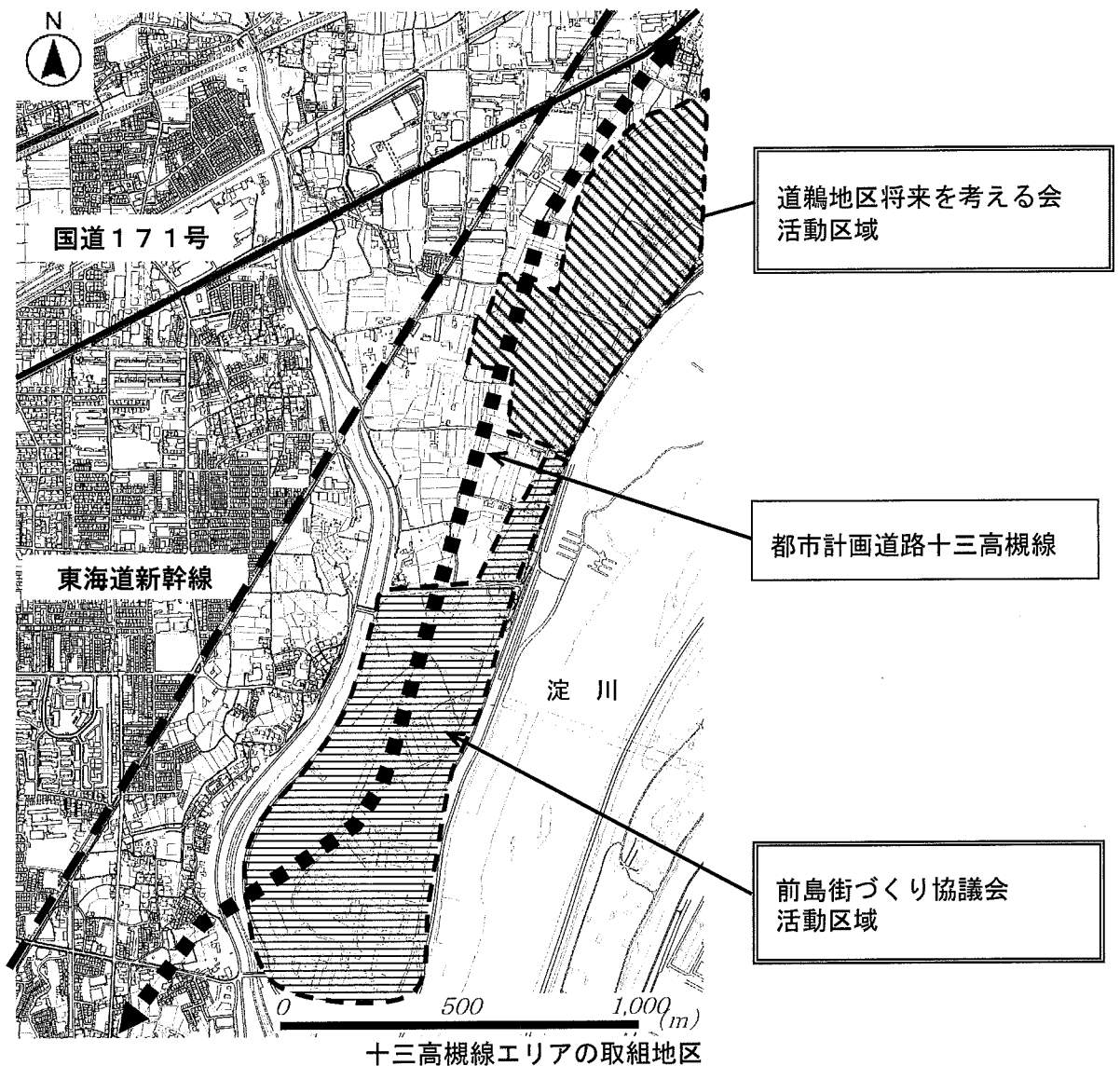
一括業務代行予定者：土地区画整理事業に係る工事や事務などの業務を全て請け負う。専門的知識を有する民間企業によって事業化に向けて具体的に取組むことができるとともに、地権者にとっては金銭的なリスクが軽減できるメリットがある。

2 関連道路沿道のまちづくり

2-1 十三高槻線エリア

(1) 主な経過

| 年 月 日 | 主な経過 |
|-----------|--|
| 平成21年 2月 | 十三高槻線の整備を契機に、地域特性を活かしたまちづくりに向けて、前島自治会員、実行組合員で構成される「前島街づくり協議会」が発足 |
| 平成24年 1月 | 前島街づくり協議会が「美しいまちづくり」に向けた看板を設置 |
| 平成25年 4月 | 道鶴町自治会、実行組合、財産区から構成される「道鶴地区将来を考える会」を発足 |
| 平成26年 3月～ | 前島街づくり協議会が勉強会等の活動を実施 |
| 平成26年 3月～ | 道鶴地区将来を考える会が、まちづくりの周知啓発看板の設置等の活動を実施 |



(2) 今年度の取組状況

① 前島街づくり協議会の活動状況

| 年月日 | 取組 |
|-------------|---------------------|
| 平成26年 3月15日 | 継続的な農地保全手法についての勉強会 |
| 平成26年 4月 7日 | 地区住民に前島まちづくりニュースを配布 |
| 平成26年10月30日 | 今後の取組方針を検討 |

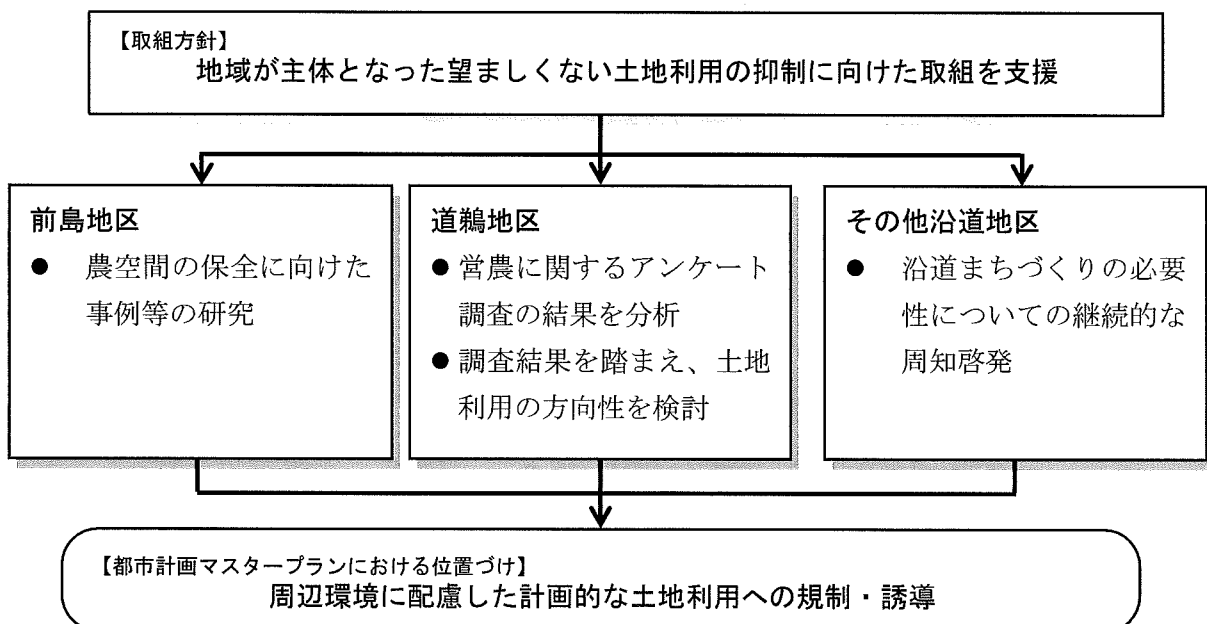
② 道鶴地区将来を考える会の活動状況

| 年月日 | 取組 |
|--------------|------------------|
| 平成26年 3月25日 | まちづくりの周知啓発看板を設置 |
| 平成26年 9月20日 | 今年度の進め方について勉強会 |
| 平成26年12月26日～ | 営農に関するアンケート調査を実施 |



地区内に設置された看板（4箇所）

(3) 今後の取組



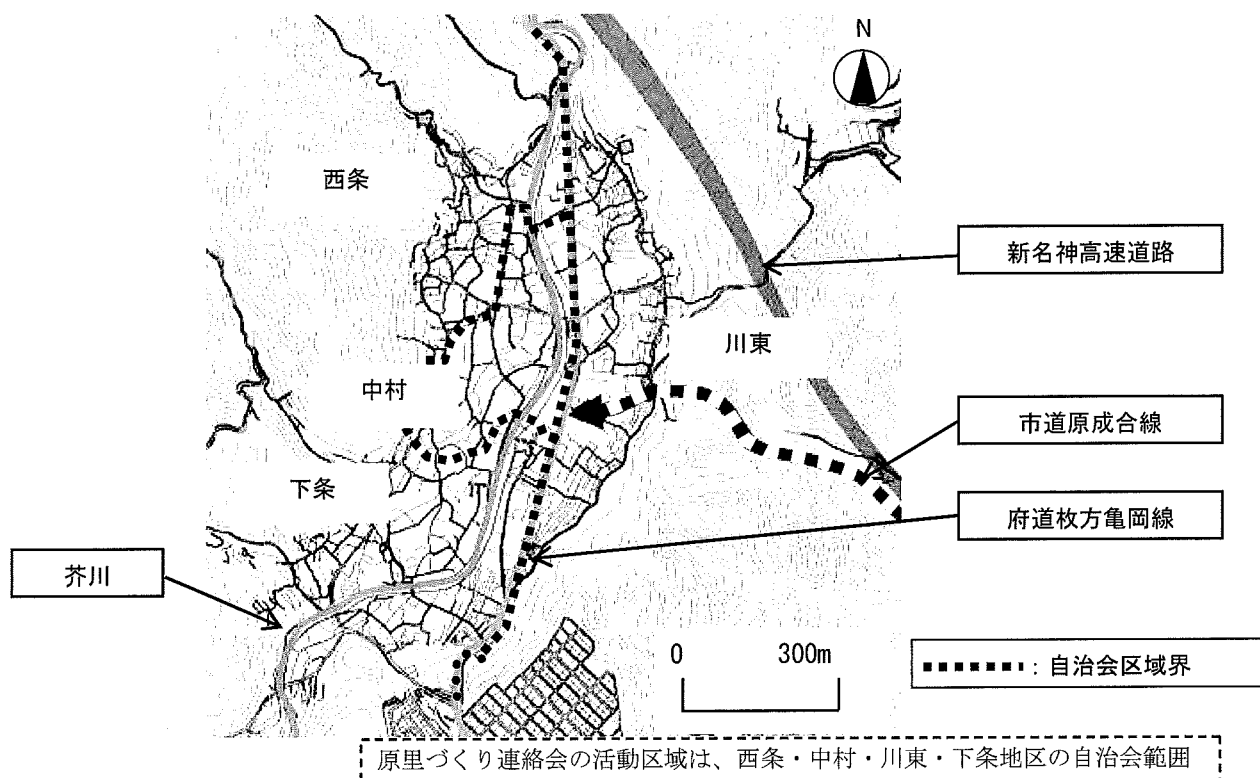
2-2 原成合線エリア

(1) 主な経過

| 年 月 日 | 主な経過 |
|----------------|--|
| 平成20年 2月 | 原成合線の整備を契機に、原地区全体で「農地里山」を守るため、地元有志が里づくりに向けた研究を開始 |
| 平成22年 4月～ | 里づくりの組織の設置に向けて準備会を適宜開催 |
| 平成26年 4月26日 | 里づくりの組織である「原里づくり連絡会」(以下「連絡会」)が発足し、活動を開始 |
| 10月 5日 | 地区内のまちあるきを実施 |
| 11月 3日 | 地域資源の魅力発信に資するイベントを開催 |

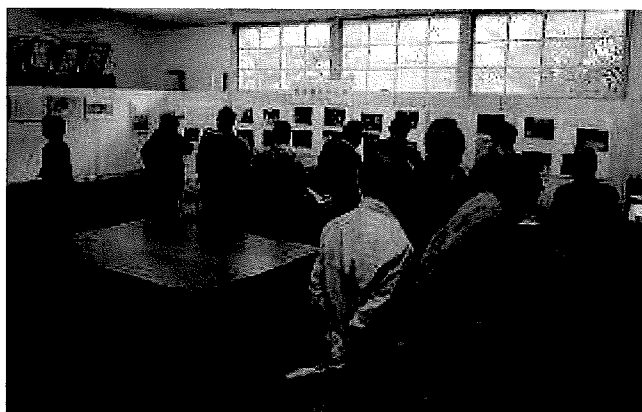
(2) 連絡会の概要

| | |
|------|---|
| 目 的 | 地域資源である「農地里山」「寺社仏閣」を保全活用することで、地区の活性化やさらなる愛着心の醸成をめざす |
| 構成団体 | 自治会（西条・中村・川東・下条）、実行組合（西条・中村・川東・下条） 原水利組合協議会 |
| 協力団体 | 原地区環境保全会をはじめ地区内で活動する団体 |



(3) 地域資源の魅力発信

| | |
|-----|--|
| 目的 | 連絡会の取組方針の1つである「オープンな地域づくり」の実現に向け、原地区で製造されていた「寒天」を地区内外に周知啓発 |
| 関係者 | 連絡会、一般社団法人高槻市観光協会、市など |
| 開催日 | 平成26年11月3日 |
| 内容 | ・江戸時代および現在の寒天づくりにおける製造方法などの講座 ・寒天づくりに必要となる道具や製造過程を展示 等 |
| 出席者 | 123名 |

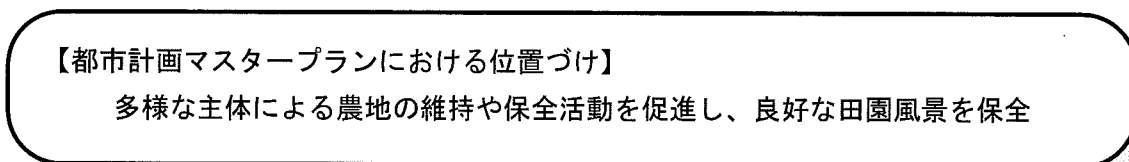
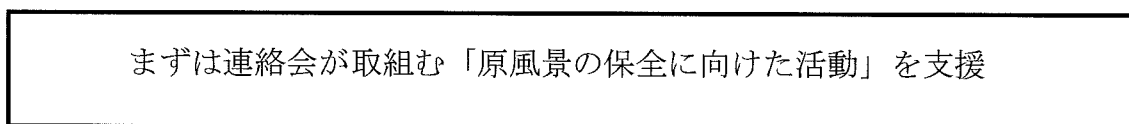
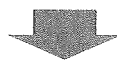
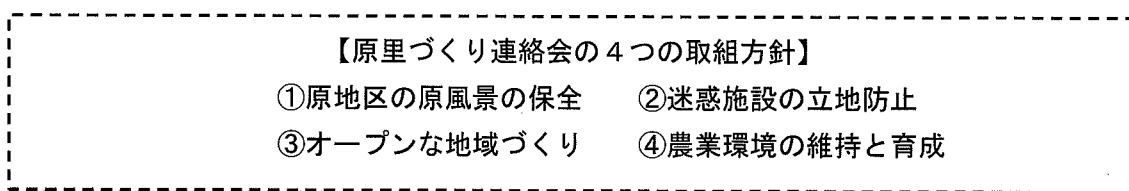


展示ブース



講演会

(4) 今後の取組



2014.12

Vol.8

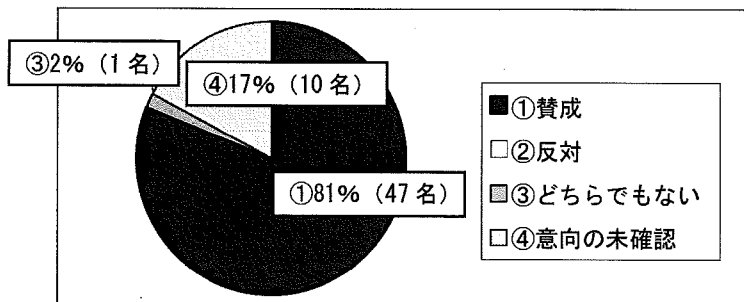
高槻市成合南地区土地利用協議会 ニュースレター

なりあいまみなみだより

個別こん談会の結果がまとまりました

この8月～9月にかけて、会員の皆さんの土地利用意向をお聞きすることを目的に個別こん談会を実施しました。お盆期間のお忙しいなか皆さんにご協力頂き、協議会員58名のうち8割以上の方から意向を聞くことができました。ありがとうございました。この結果がまとまりましたので以下のとおり報告します。なお、この内容は10月25日（土）に開催した結果報告会で説明したものです。

I. 協議会活動への賛否



II 将来の土地利用意向

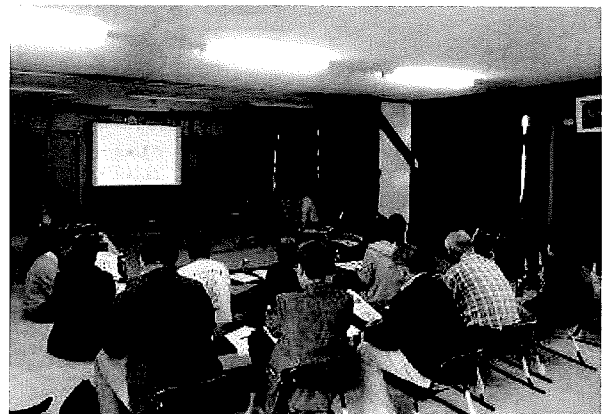
| 意向 | 割合 |
|------------------|------|
| ①農地として自己活用したい | 15% |
| ②住宅、企業などで自己活用したい | 11% |
| ③住宅として自己活用するか売却 | 1% |
| ④売却したい | 20% |
| ⑤売却か借地のどちらでも良い | 7% |
| ⑥借地したい | 29% |
| ⑦意向の未確認 | 17% |
| 合計 | 100% |

協議会活動については、約8割（会員58名のうち47名）の方が賛成と回答されました。また、将来の土地利用意向については、住宅や企業として自己利用したい、売却や借地を検討したいなど、皆さんに様々な意向があることがわかりました。

土地区画整理事業と市街化区域編入に関する説明がありました！

個別こん談会でわかった皆さんの様々な土地利用意向を実現するためには、事業化検討パートナーから提案された土地区画整理事業が最適です。また、このためには事業化を目指す区域を市街化区域に編入することが必要となります。

この様なことから10月25日（土）に、土地区画整理事業と市街化区域編入に関する勉強会を開催しました。この内容について、次ページからの見開きにまとめていますので、ご覧ください。



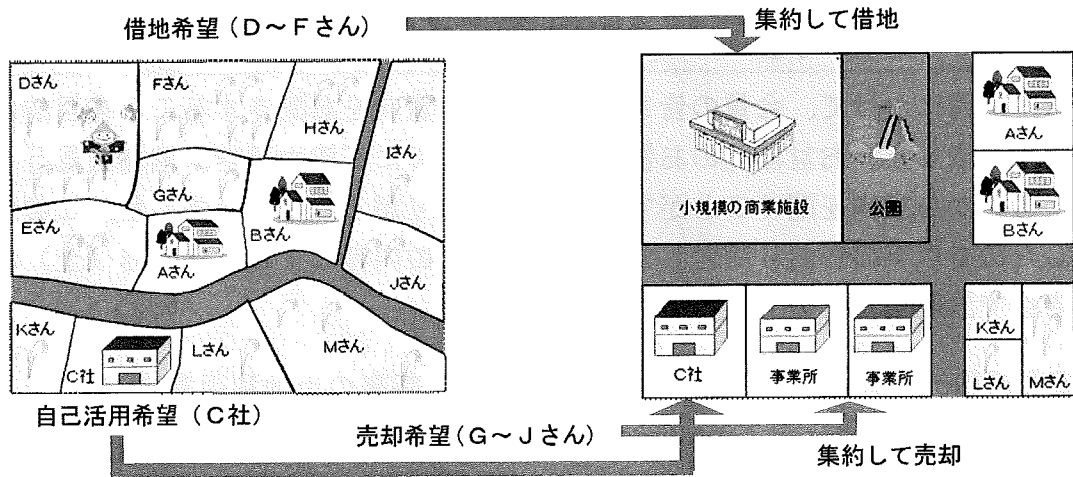
勉強会の様子

はじめに ～なぜ土地区画整理事業が最適なのか～

皆様のご意向を反映した土地利用を実現しつつ、生活環境・営農環境を整えるためには、住宅・農地・企業用地を集約して再配置することが必要です。

➡ 実現するためには、土地の交換分合が可能な土地区画整理事業が最適となります。

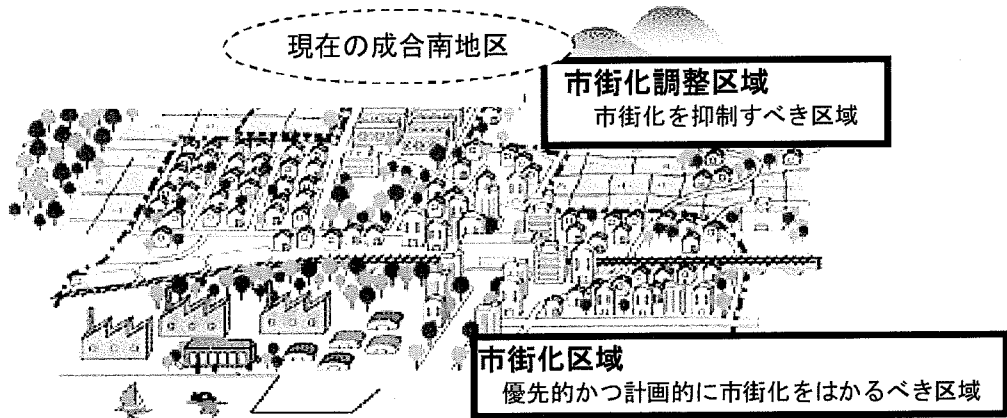
【土地の交換分合を行う区画整理事業のイメージ】



1. 土地区画整理事業を行う場合、市街化区域への編入が必要となります

土地区画整理事業を行う場合は、土地区画整理法に基づき、当地区を市街化調整区域から市街化区域へと編入しなければなりません。

都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域のイメージ



Q. 市街化区域への編入はどこが決定するのか？

A. 大阪府が決定します。

Q. 市街化区域への編入の条件は？

A. 土地区画整理事業等の計画的な開発事業の実施や、地権者の同意状況などを総合的に判断して編入を決定します。

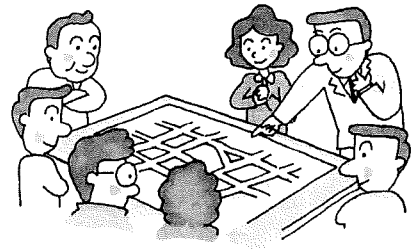
Q. いつでも編入できるのか？

A. 編入の機会原則として5年に1回で、今回は平成28年です。成合南地区もこのタイミングで市街化区域に編入することを目指して取り組む必要があります。

2. 市街化区域編入にあわせて用途地域が指定されます

市街化区域編入にあわせて、良好な住・営農・操業環境を守るため、都市計画法で定められた土地利用のルールである用途地域が指定されます。

用途地域は12種類に分類されていますが、成合南地区では、近隣商業地域、準工業地域および工業地域の指定が有力です。



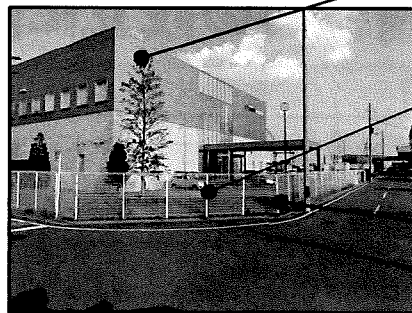
3. 「良好なまち」を維持するためには、地区計画も必要となります

魅力ある成合南地区をいつまでも「良好なまち」とするため、用途地域にあわせて、さらに、きめ細やかな地区独自のルールである「地区計画」を定めます。

【地区計画の例】

建物の最高の高さを決めます。

建築できる建物の用途を制限します。



建物の色合いを景観に配慮したものとします。

セットバックし、ゆとりある空間を創出します。

敷地の最低面積を定め細分化を防ぎます。

4. 皆さんからの質問と回答

【土地区画整理事業】について

(質問) 地権者に金銭的負担はないのか。

(回答) 地権者の皆さんには、金銭的負担はありません。また、当地区の良好な環境を創出（道路・公園等の整備）するために必要な土地を公平に提供して頂きますが、残された土地の価値が高まるため、土地の総価値は現在を下回りません。

(質問) 土地区画整理事業の事業主体は誰なのか。また、売却を希望される地権者の土地の売却先はどこなのか。

(回答) 事業化検討パートナーである大和グループ企業体の提案では、事業主体は地権者全員で組織する土地区画整理組合です。また、土地区画整理事業に係る工事や事務などの業務を、丸ごと民間企業（業務代行者）が請け負う一括業務代行方式が、地権者リスクが低い方法として提案されています。なお、土地の売却先は、実際に立地する企業、もしくは業務代行者になります。

事業化検討パートナーと業務代行者の違いは・・・

【事業化検討パートナー】

地権者の意向を踏まえた土地利用構想の立案をはじめ、魅力あるまちづくりに繋がる進出企業の確保を行う。

【業務代行者】

土地区画整理事業組合の運営事務や工事に関することなどを地権者に代わって代行する。



4. 皆さんからの質問と回答 つづき

【市街化区域編入】について

(質問) 市街化区域に編入されると固定資産税や相続税が上がるのか。

(回答) 土地区画整理事業では、事業後に総資産価値が上昇しますので、その価値に応じて固定資産税や相続税も変動します。また、市街化区域になると、都市計画税が別途課税されます。

(質問) 借地を選択しても固定資産税などの税が上昇して、損をするのではないかと不安を感じている。

(回答) 現在、大和グループ企業体が地代などの条件面の整理を行っていますが、他地区の例では、年間の借地料収入の2～3か月分で税金の支払いが可能とのこと。地権者の皆さんの不安解消に繋がるよう、今後も情報提供を行います。

(質問) 地区計画には法的効力はあるのか。

(回答) 地区計画は都市計画決定されるため法的効力があります。区域内の建物などは、全て地区計画のルールに基づいて建てられます。

総会で準備組合の設立に向けた方針を決定します

平成 26 年 6～9 月

協議会として事業化検討パートナーに大和グループ企業体を選定後、
提案書をもとに個別こん談会を実施

9 月～12 月

土地利用構想案の作成と土地利用に関する前提条件を試算
(事業区域の修正、平均減歩率、売却額や借地料など)

10 月 25 日

土地区画整理事業と市街化区域編入に関する説明を実施

12 月 13 日

第4回 総会

土地利用構想案と土地利用に関する前提条件の試算結果をもとに、土地区画整理事業の準備組合の設立に向けた取組への着手についてご承認を頂きます。

平成 27 年 12 月～

第2回 個別こん談会を実施

改めて皆さんの土地利用に関する意向確認を行い、準備組合の設立への承認を頂きます。

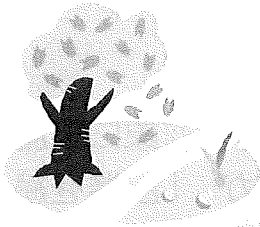
土地区画整理事業の準備組合の設立

12月13日の総会は、成合南地区にふさわしい土地利用の実現に向けて、次のステップに進むためのご判断を頂く大切な機会ですので、是非ともご参加ください。なお、総会後は、第2回個別こん談会を実施し、皆さんに改めて現時点での意向をお伺いするとともに、きめ細やかな説明をさせて頂き、ご理解を頂きたいと思っております。個々にお持ちの疑問等がございましたら、この機会にご相談ください。

■発行：高槻市成合南地区土地利用協議会

■事務局：高槻市都市創造部都市づくり推進課 TEL072-674-7551 FAX072-661-7008

2014.4 発行



前島まちづくりニュース

前島街づくり協議会

はじめに

前島街づくり協議会は、「住んでみて良かったと思われる安全で安心なまち、快適な街づくりを行う」ことを目的に、平成 21 年 2 月から活動しています。

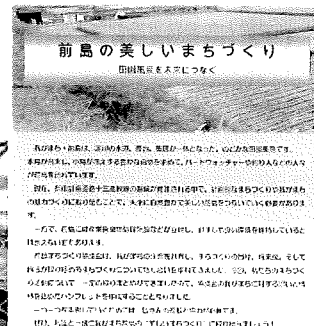
これまでに、まちづくりルール看板の設置をはじめ、下欄にあるような様々な活動を行っており、皆さんもいくつかは見たり、聞いたりされているかと思います。



今回のまちづくりニュースでは、平成 25 年度に行った農地保全手法に関する勉強会等の内容について地域の皆さんにお知らせするものです。

これまでの取組

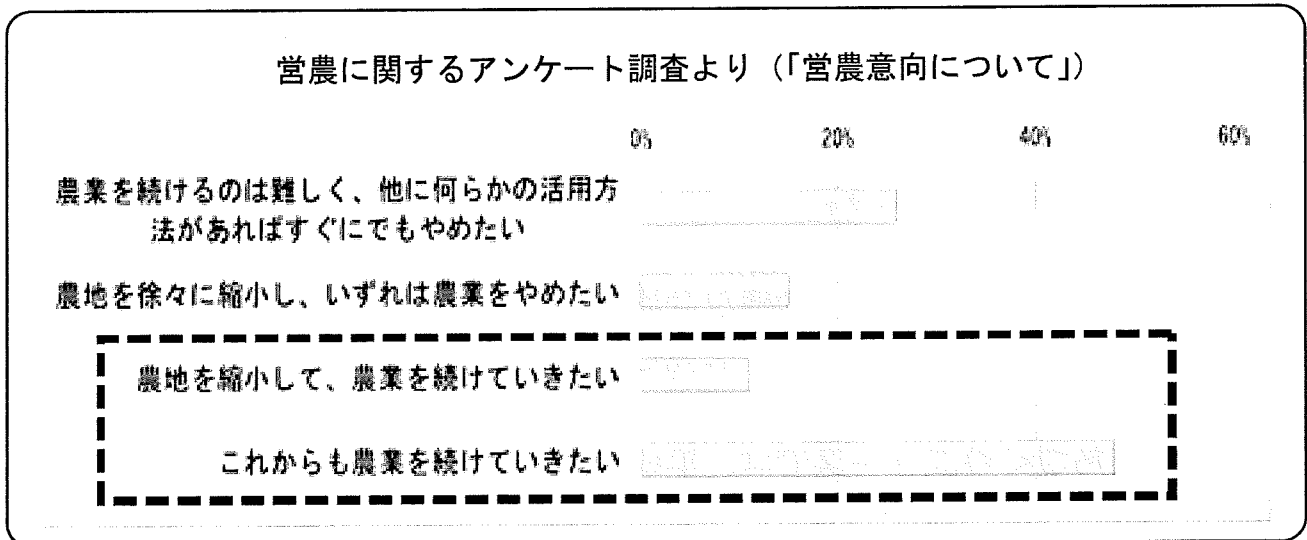
- 平成 21 年度 前島自治会員、実行組合員で構成される前島街づくり協議会が発足
- 平成 22 年度 前島地区のまちづくりについて意見交換、地区計画や景観計画の勉強会 など
- 平成 23 年度 まちづくりのルールを示した看板の設置、先進地事例視察会、前島の美しいまちづくり（パンフレット）の作成 など
- 平成 24 年度 営農意向に関するアンケート調査の実施 など
- 平成 25 年度 農地保全手法に関する勉強会、今後の進め方 など



前島街づくり協議会

営農意向に関するアンケートについて

平成24年11月に、当協議会が前島地区周辺の農地所有者を対象に実施したアンケート調査では、地区内の農地所有者の約6割の方が、「農業を続けていきたい」という回答をされていました（下欄のとおり）。



他にも、農業を継続するには、「望ましくない土地利用の抑制が必要」と回答した方が約6割、また、都市計画道路十三高槻線の供用により、「営農環境が悪化しないか心配」と回答した方が約7割という結果が得られました。



平成24年度のアンケート結果を踏まえた総括

- 1 地区の生活・営農環境については、最低限でも現状維持を図るべき。
そのためには、人任せではなく自分たちで行動していく必要がある。
→ まずは農地保全手法に関する知識を習得する
- 2 農地保全手法の勉強と環境問題の対策検討を平行して進める。
(環境問題については、市環境部局と直接調整する)

平成25年度の取組

農地保全手法に関する知識を習得するため、市の農林課と農業委員会事務局を招いて、様々な制度に関して、5回の勉強会を実施しました。



第1回 平成25年5月22日

内容

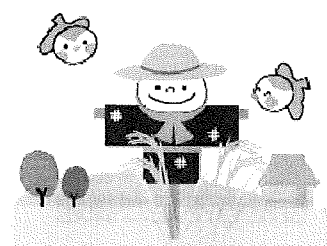
- ・平成25年度の沿道まちづくりの取組方針を決定

農地保全手法に関する知識を習得し、望ましくない土地利用の抑制に向けた取組のステップとする

第2回 平成25年7月24日 農林課を招いた勉強会

テーマ

- ① 農業振興地域制度（農用地域）について
～制度の概要と市内農地の状況等～
- ② 既存農地の活用（利用権の設定）について
～安心できる農地の貸し借り～



内容

- ・前島地区をはじめ広域的に農用地として指定することもできる。一度指定した後の農用地の指定解除は困難であり、相当期間の営農が保障されることになる。
- ・市と農業委員会が間に入り農地の賃借契約を成立させる「利用権の設定」という仕組みがある。原則3年の契約期間が終了すると、離作料は発生せず、農地は所有者に返還される。

第3回 平成25年10月23日 農業委員会事務局を招いた勉強会

テーマ

農地法の改正に伴う規制強化について
～農地転用の許可基準など～

内容

- ・農地転用には許可基準がある。
- ・平成21年度に農地法改正により厳格化。

質問と回答

（会員）

前島地区において、今後新たな農地転用は許可されるのか。

（農業委員会事務局）

その場所でしかできないという必要性が認められない限りは、原則転用不許可である。



第4回 平成25年12月14日

内容

- ・農地保全手法に関する勉強会の振り返り。
- ・前島地区で今後どのような取組を進めていくか、意見交換を実施。

意見のまとめ

農業に関するもの

- ・地区内の遊休農地は2か所ある
- ・蕎麦の栽培ができないか
- ・朝市、道の駅はどうか
- ・市にビニールハウス等施設整備を行ってほしい
- ・後継者不足が課題
- ・2～3人で農作業を手伝い合っている
- ・新規就農は見込めないのか

まちづくりに関するもの

- ・地区内に人が行き来していない
- ・水路には釣りに来る人がたくさんいる
- ・桜、季節の花を植えたい

その他

- ・地区内にある農地は、地区外地権者が多い
- ・パンフレット「前島の美しいまちづくり」
(平成23年度作成)の活用

第5回 平成26年3月15日

内容

- ・第4回の意見交換を踏まえて、これからの取組方針を整理。

★継続的に農地保全手法を検討する。

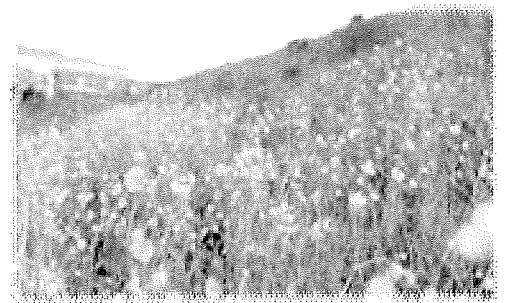
★桜や季節の花を植える場所（候補地）

を図面や現地を確認する。

★身近なところから活動を周知するため、

自治会員へ今年度の協議会活動を取り

まとめたニュースレターを配布する。



【 発行元：前島街づくり協議会 】

平成22年度～ 会長：古川 稔、副会長：常深 昭巳、書記：坂元 朋則（以下、順不同）

委員：清水 勇、中川 勤、狭間 新一、上田 升三、小谷 進、片岡 光男、高木 秀一

平成24年度～ 会長：古川 稔、副会長：常深 昭巳（以下、順不同）

委員：小谷 進、狭間 新一、片岡 光男、佐々木 仁、高井 幸和、池畑 健、玉村 裕、村山 勝

【 お問い合わせ先：高槻市都市創造部都市づくり推進課 TEL：072-674-7551 】

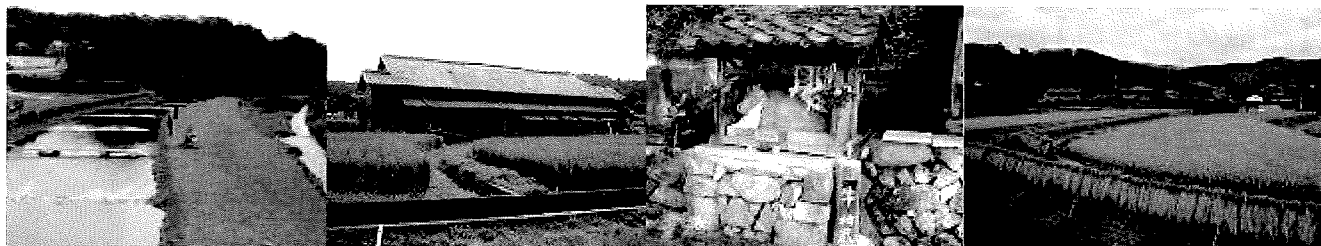
平成26年6月発行

原里づくり通信

Vol. 1

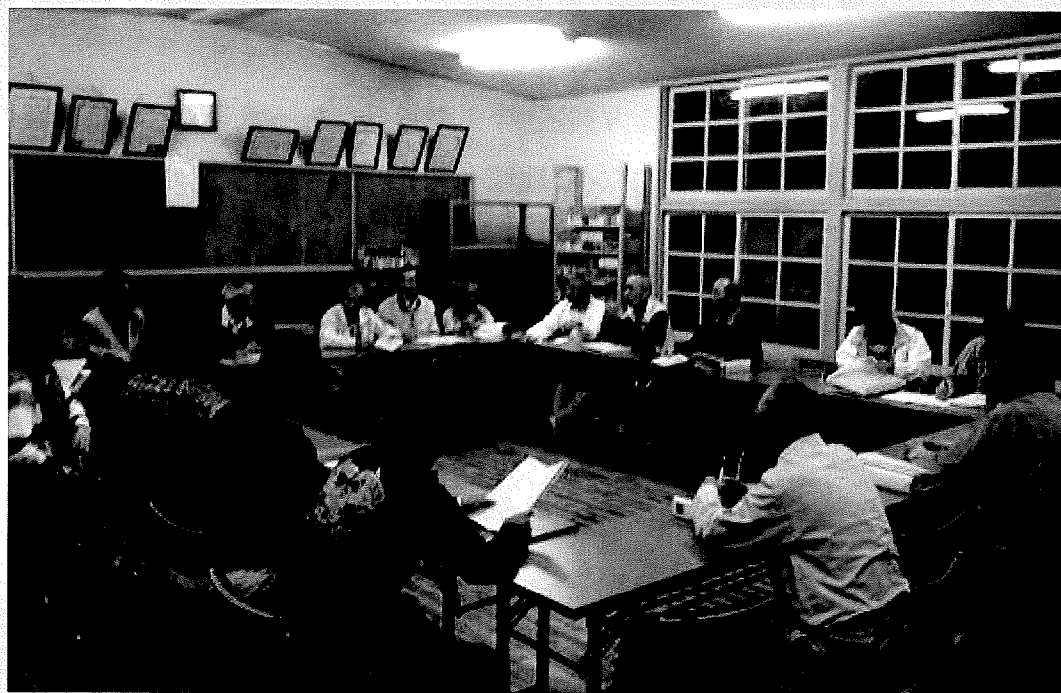
発行者：原里づくり連絡会

原里づくり連絡会が発足しました！！



原地区の皆さんと一緒に10年後、20年後を見据えながら、地区の活性化を目指すため、本年4月26日に「原里づくり連絡会」が発足しました。

原里づくり連絡会では、新名神高速道路や関連道路の整備が行われること、また、テレビドラマの舞台として当地区に注目が集まるこの機会に、地区の皆さんの一人ひとりの力を合わせて里づくりに取組むためには、皆で情報共有することが大切との思いから、この「原里づくり通信」を作成しました。是非ご一読ください。



第1回 原里づくり連絡会の様子

原里づくり連絡会と申しますのは・・・

【目的】

原里づくり連絡会は、高槻市原地区の西条・中村・川東・下条地区の自治会範囲を対象に、地域の皆さんで一つになって地域の資源である「農地里山」「寺社仏閣」等を保全・活用することで、原地区の活性化やさらなる愛着心の醸成を目指します。



【組織の構成員】

西条・中村・川東・下条の各自治会（各3名）および各実行組合（各1名）ならびに原水利組合協議会（1名）です。



【連絡会の活動】

原地区の各団体と連携を図りながら、上記目的の達成に向けて、できるところから具体的に取り組んでいきます。また、各構成員は総会等で里づくり連絡会の活動報告を行うものとします。

第1回 原里づくり連絡会について

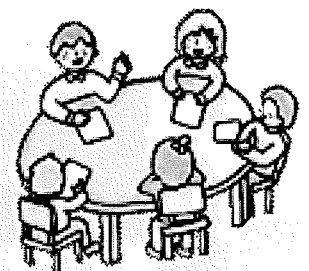
日時：平成26年4月26日（金） 19時～20時30分 場所：原公民館

参加者：西条・中村・川東・下条の各自治会、各実行組合、原水利組合協議会、市（計17名）

概要：今後の進め方（右ページ参照）など

主な意見：

- ◆原里づくり連絡会の『基本的な考え方』を、今まで意見があった「①原の原風景の保全」「②迷惑施設の立地防止」「③オープンな地域づくり」「④農業環境の維持と育成」の4つとして進めていくのはどうか。
- ◆連絡会発足のお知らせをするニュースレターを作成していく。原地区の皆さんにこの連絡会の活動について、井戸端会議で話題にしてもらいたい。男性だけでなく女性にも参加してもらいたい。
- ◆今後の取組の参考とするため、市内各地区のまちづくりの取組をニュースレターでぜひ紹介してもらいたい。
- ◆原地区の人たちから、活性化に関する前向きな意見やアイデアを出せる工夫をしなければならない。



今後の里づくりの進め方としては・・・

- 連絡会では、今後いくつかのテーマを設定して、以下の手順で原地区としての取組をまとめ、具体的な活動を進めます。

①地域のみなさんでまちを知る

地域のみなさんで原地区のなかを歩き、
普段は行かない所も再確認します



②地域のみなさんの知識を広める

講師を招いた勉強会や視察などを通じて、
みなさんの里づくりに対する知識を広めます



勉強会

③地域のみなさんで意見を出し合う

勉強会やワークショップなどを通じて、
まちの魅力や課題を整理し、みなさんで共有します

④地域のみなさんで共有する

説明会やニュースレターなどを通じて、
取組内容を地域のみなさんにお伝えします



⑤地域のみなさんの意向を把握する

アンケートなどにより、
地域のみなさんの意向などを正確に把握します

地区としての取組をまとめる

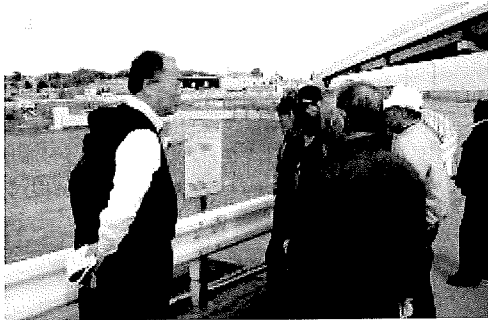
- ・地区のみなさんが理解と協力できる取組内容とします。
- ・各種の取組を進める主体を明確にしながらか連携して取組みます。
- ・すぐに取り組めることや時間がかかりそうなことを分類します。



市内各地区の取組を紹介します！！

●前島地区では・・・

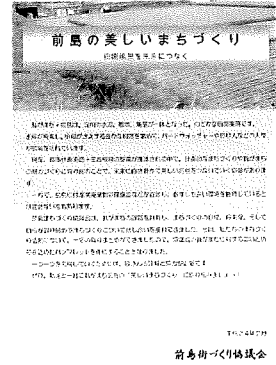
平成21年2月に自治会・実行組合から構成される「前島街づくり協議会」を発足されました。「住んで良かったと思われる安全で安心なまち、快適な街づくりを行う」という活動方針に基づき、先進地視察をはじめ「美しいまちづくり」をキーワードにしたパンフレットの作成・配布やまちづくりの周知啓発看板を製作・設置されています。平成25年度からは、農地保全に向けた勉強会を開催されています。



先進地視察の様子（第2京阪沿道）



周知啓発看板



パンフレット

●道鷺地区では・・・

平成25年4月に自治会・実行組合・財産区より構成される「道鷺地区将来を考える会」を発足されました。地区内の望ましくない土地利用に向けての勉強会の開催や、まちづくりの周知啓発に向けた看板設置にも取り組まれています。

道鷺地区将来を考える会 ——お知らせ——

本地区は、水とみどりが広がる美しい農地を将来へ引き継ぐため、まちづくりに取組んでいます。乱開発からこのまちを守るため、皆様のご協力をお願いします。

道鷺地区将来を考える会・高槻市

周知啓発看板



次回の連絡会の予定

4つの自治会単位が、それぞれ地区の良いところや気になるところを整理した結果をもとに、6月中～下旬に第2回原里づくり連絡会を開催します。

【問い合わせ・連絡先】

(原里づくり連絡会)

会長 石田和義 (原連自治会長)

副会長 谷川隼見 (実行組合原連会長)、副会長 林忠平 (原水利組合協議会長)

原里づくり通信

Vol. 2

発行者：原里づくり連絡会

「まちあるき」を実施しました！！



原地域の活性化に取り組むことを目的に、本年4月に発足した原里づくり連絡会のメンバーが、10月5日、まちあるきを行いました。これは、原地区全体で里づくりに取り組むにあたり、まちの中で普段、皆さんが気になっていることについて、自分達目で確認して共有するために行われたもので、原里づくり通信(vol. 1)でもお知らせしました今後の進め方に沿って実施したものです。台風が近づき小雨振るなか、15人もの方々が半日かけて原地区内を廻りました。ご参加頂いた方々の声を次ページにまとめていますのでご覧ください。



里づくり連絡会メンバーによる
まちあるきの様子

ご参加頂いた方々の声の一部を紹介します

【下条地区】

- ・ 防災スピーカーの音声が聞こえにくい
- ・ 上の口から下条橋間に防犯灯が少なく道が暗い
- ・ 下条集会所にある自治会の掲示板が老朽化
- ・ バス停付近に案内板等がないので、観光客が史跡や名所に関する情報を得ることができない



【西条地区】

- ・ 原公民館グラウンドの水はけが悪い、ネットフェンスが老朽化している
- ・ 大雨時に水路が溢れている箇所がある
- ・ カーブで視界が悪い場所がある
- ・ 防犯灯が少なく、夜に歩く時は道が暗い

【川東地区】

- ・ やぶが茂っている箇所があり、見通しが悪く暗い
- ・ 私有地と知らず通る人がいる
- ・ 民家のそばでがけ崩れが起こっている
- ・ 防犯灯が少なく道が暗い

【中村地区】

- ・ 鹿やイノシシによる農作物被害がある
- ・ 八坂神社周辺が暗く、地域の人たちも親しめない
- ・ 防犯灯が少なく道が暗い
- ・ 栗むき橋付近で、川に落ちる危険がある

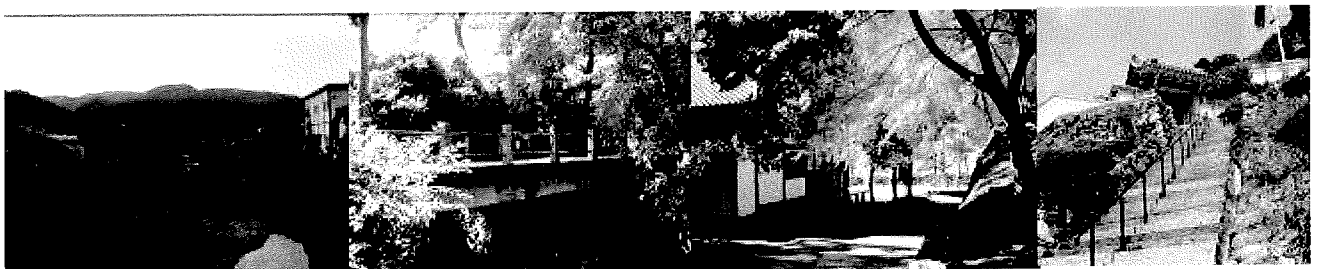


今後も各自治会でまちあるきを行い、気になるところを地図上で確認して整理していきます

あらためて、原のいいところを紹介します！！ ～原八景～

原八景とは原の美しい風景を神峰山寺の僧・近藤大道が、漢詩「原八景の詩」として詠んだものと言われています。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1 大森晴嵐(大森橋の上流) | 5 河原夕照(大森橋の下流) |
| 2 宮下落雁(八坂神社の下の滝川) | 6 本山暮雪(本山寺) |
| 3 横山秋月(浄園寺から続く山) | 7 神峯夜雨(神峯山寺) |
| 4 京坂帰牛(牛地藏) | 8 浄園暮鐘(浄園寺) |



大森橋の北側

八坂神社の下の滝川

神峯山寺

浄園寺

“寒天”をテーマに原地区の魅力を発信！！（その1）

皆さんにはすでに右図のチラシをお届けしておりましたが、この11月3日（月・祝）に、原公民館で～寒天のふるさとたかつき～をテーマに、チャリティイベントを実施しました。

このイベントは、原地区で製造されていた寒天について、理解を深めることで、地区の魅力を改めて確かめることに繋がればと、実施したものです。この機会に、イベント開催までの道のりを少しご説明します。



【イベント実施までの経過】

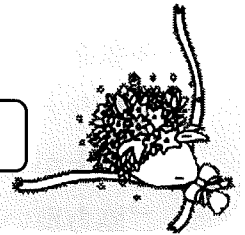
寒天がテレビドラマ「銀二貫」で注目されたことをきっかけに、地域活性化などに取組まれている市民団体「つきの木会」が、原連合自治会に対して地区活性化に向けた取組について打診

原連合自治会から地区内の各団体に対して「つきの木会」からの打診について報告、了承

高槻市・教育委員会・観光協会へ後援の申請・許可

原連合自治会・つきの木会・観光協会・市の四者で、計4回の打合せを実施し、原地区の皆さんに関心を持ってもらうためのイベント内容などを企画・立案

イベント実施



●当日の様子

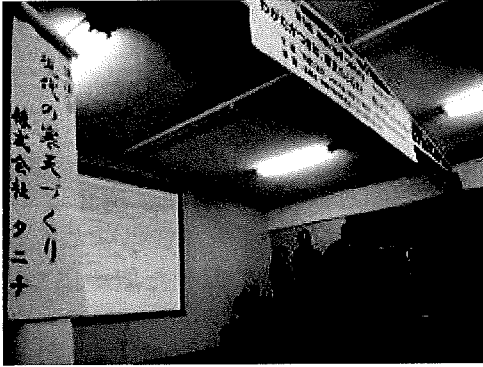
冒頭のあいさつで、原里づくり連絡会の石田会長からは、「本日のイベントは、原里づくり連絡会の取組方針の一つである“オープンな地域づくり”の一環。原地区の皆さんで一つになって、盛り上げていきたい。」と述べられました。また、来賓の山本副市長からは、「自分達の地域を盛り上げていこうと、里づくりに取組まれている原地区の皆さんに敬意を表します。」とのご挨拶をいただきました。

会場となった原公民館には、原地区で実際に使用されていた機具や当時の作業場の写真が多数展示され、地区内外から訪れた130名を超える来場者が熱心に見学されていました。

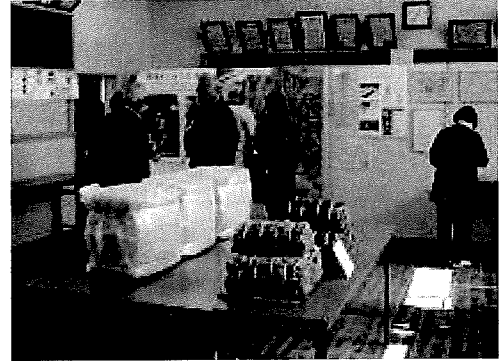


“寒天”をテーマに原地区の魅力を発信！！（その2）

本市で唯一の寒天の製造元である株式会社タニチからは、展示会場に糸寒天や製品をご展示して頂いたほか、講演「現代の寒天づくり」において、高槻の伝統産業として古くから伝わる製造方法を継承しながら、高槻産のトマトをゼリーにするなど、新しい寒天づくりにも挑戦されていることについて、ご紹介いただきました。



株式会社タニチさんの講演



展示会場の糸寒天など

他にも、寒天の製造中に唄われた「寒天屋節」や、原地区から多数参加いただいた郷土民舞の披露など、会場が一体となって盛り上がりました。

ご協力頂いた皆さん、ありがとうございました。



写真右：郷土民謡を唄う「寒天屋節」藤本秀撰さん
左：郷土民舞 民舞胡蝶さんによる演舞の披露

今後の連絡会の予定

里づくり連絡会では、今後も、他団体と連携して原地区の活性化に繋がるイベントを企画・検討するほか、これまで地域の中で「おすそわけ」していた農産物を「原の名産品」として売り出すなど、これからの里づくりの展開について、話し合いを進めていく予定です。

より良い里づくりのためには、地区の皆さんの一人ひとりの力を合わせる事が大切です。来年も引き続き当会の活動へのご理解とご協力を、お願いします。

【問い合わせ・連絡先】

(原里づくり連絡会)

会長 石田和義 (原連合自治会長)

副会長 谷川隼見 (実行組合原連合会長)、副会長 林忠平 (原水利組合協議会長)

案件 3 環状幹線道路等の整備促進について

目 次

| | | |
|--------|--|------|
| 1 | 環状幹線道路等の整備促進について | 3-1 |
| 1-1 | 幹線道路 | 3-1 |
| 1-2 | 外環状幹線道路 | 3-3 |
| 1-3 | 内環状幹線道路 | 3-4 |
| 2 | 都市計画道路の見直しについて | 3-6 |
| 2-1 | 主な経過 | 3-6 |
| 2-2 | パブリックコメント実施結果 | 3-7 |
| 2-3 | 今後の予定 | 3-8 |
| 【別添資料】 | | |
| 1 | 高槻市都市計画道路見直し基本方針（素案）概要版 | 3-9 |
| 2 | 「都市計画道路見直し基本方針（素案）」に対する パブリックコメント実施結果について | 3-10 |

1 環状幹線道路等の整備促進について

1-1 幹線道路

(1) 国道171号交差点改良

①事業概要 国道171号の4交差点に右折車線を設置することで渋滞を緩和する。また、これに伴い国道に接続する府道や市道の渋滞も緩和される。

②進捗状況

| | |
|----------|--|
| 八丁畷交差点 | <ul style="list-style-type: none">・ 京都側は、平成12年度から事業着手し、現在の進捗率は約67%・ 神戸側は、平成18年度から事業着手し、現在の進捗率は約57%・ 整備促進に向けて、国等へ引き続き要望・ 新名神供用を見据えて、用地買収の促進を図るため、平成27年1月8日に土地収用法に基づく事業説明会（事業認定）を開催 |
| 大畑町交差点 | <ul style="list-style-type: none">・ 平成14年度から事業着手し、現在の進捗率は約73%・ 神戸側の暫定工事に向け、工事発注の準備、手続き中・ 整備促進に向けて、国等へ引き続き要望 |
| 富田丘町西交差点 | <ul style="list-style-type: none">・ 平成25年度から新規事業採択・ 交差点改良設計に平成25年9月から着手・ 平成26年8月から幅杭設置等、用地買収に向けて調整・ 平成26年度末に交差点西側の用地買収完了を目途に用地測量及び物件調査を実施中 |
| 野田交差点 | <ul style="list-style-type: none">・ 新規事業採択に向けて、国等へ引き続き要望 |

③その他 「国道171号交通対策検討会」について

ア) 目的 国道171号の沿道4市1町や国土交通省、大阪府が交差点改良の緊急性や事業の進捗状況、加えて歩道の安全対策などをはじめとする地域課題などの情報を共有し、交通事故の削減、交通渋滞の緩和に資する。

イ) 構成員 国 : 大阪国道事務所長
大阪府 : 茨木土木事務所長、池田土木事務所長
沿道4市1町 : 技監、部長

(検討会の開催経過)

| 検討会等の開催日 | 会 議 内 容 |
|---------------------------|--|
| H24. 6. 15 (第 1 回検討会) | 大阪府管内の各交差点において、整備優先度の検討及び今後の進め方について検討 |
| H24. 10. 10 (第 2 回検討会) | 各市町の分科会において、提案のあった指標等を追加した右折レーン設置優先整備箇所の検討 |
| H25. 6. 21 (第 3 回検討会) | 歩道整備の優先度評価について検討 |
| H26. 7. 7 (第 4 回検討会) | 右折レーン及び歩道の今後の整備方針 |

1-2 外環状幹線道路

(1) (都) 十三高槻線

- ①事業概要 高槻市の南東部を縦断する十三高槻線は、国道171号の五領方面から大阪方面に接続する幹線道路となっており、整備を行うことで、大阪方面へのアクセスが格段に向上する。また、国道171号の交通量が減少することで、市内中心部の渋滞が緩和される。

②進捗状況

| | |
|----------------|---|
| 十三高槻線 (第一期) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道171号から府道枚方高槻線までの区間(約2km) ・ 新名神高速道路の供用に合わせて整備予定 ・ 府道安満前島線との交差点付近において、一次改良工事を平成26年10月に着手 ・ 現在の進捗率は約43% |
| 十三高槻線 (第二期) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 檜尾川から府道枚方高槻線までの区間(約1km) ・ 第一期事業完了後に整備予定 ・ 早期事業着手を大阪府に引き続き要望 |

(2) (都) 富田奈佐原線

- ①事業概要 高槻市の西部を南北に縦断する富田奈佐原線は本市の幹線道路であり、この路線の整備によりJR摂津富田駅及び阪急富田駅へのアクセスが容易になる。

②進捗状況

| | |
|--------|--|
| 富田奈佐原線 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 大畑町交差点南側について、平成25年度に工事を着手され、平成26年度末に当該区間の工事完了を予定(第四中学校付近L=270m) ・ 大畑町交差点北側について、事業化に向け検討中 ・ JRアンダー部及び国道171号大畑町交差点北側について、早期事業着手を大阪府に引き続き要望 |
|--------|--|

1-3 内環状幹線道路

(1) (都) 芥川上の口線

- ①事業概要 殿町交差点（府道枚方亀岡線）～柳原交差点（国道171号）区間は、市内の内環状幹線を形成する路線であり、整備により市内中心部の幹線道路網を充実できる。

②進捗状況

| | |
|--------|-------------------------------|
| 芥川上の口線 | ・ 幹線ネットワークの早期実現に向け、大阪府に引き続き要望 |
|--------|-------------------------------|

(2) (都) 真上安満線

- ①事業概要 本路線は市内中心部北側を東西に横断する路線で、内環状幹線の一部を形成している。新名神供用を見据えて、円滑な通行を確保すべく、別所交差点から別所東交差点の整備を進められている。

②進捗状況

| | |
|-------|--|
| 真上安満線 | ・ 別所交差点の東側部分については、新名神高速道路の供用を見据えた将来交通量に適切に対応するため、平成26年2月に都市計画変更を実施 ・ 現在、用地測量を実施 |
|-------|--|

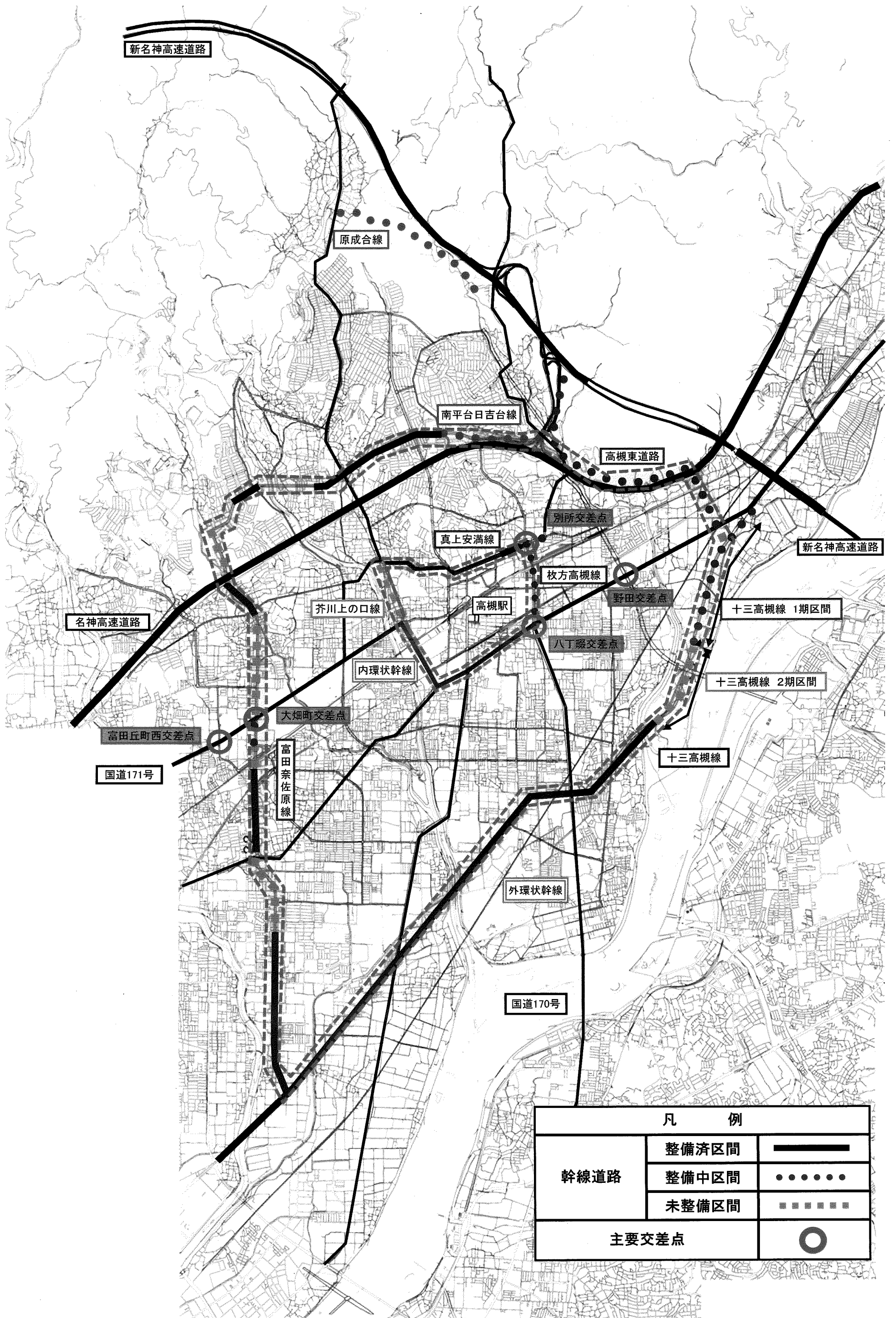
(3) (都) 枚方高槻線

- ①事業概要 八丁畷交差点（国道171号）と別所交差点（真上安満線）を結ぶ区間は、市内の内環状幹線を形成する路線であり、南行き車線を1車線から2車線に増やすことにより、円滑な交通の確保と幹線道路網の充実を図る。

②進捗状況

| | |
|-------|--|
| 枚方高槻線 | ・ 大阪府が評価審議会で事業の再開を決定 ・ 今後、3車線化の詳細設計を行い、関係機関等と協議を実施 ・ 新名神供用に併せて整備が完了できるように、引き続き大阪府に要望 |
|-------|--|

環状幹線道路等の整備促進全体位置



| 凡 例 | | |
|-------|-------|-----------|
| 幹線道路 | 整備済区間 | —— |
| | 整備中区間 | |
| | 未整備区間 | - - - - - |
| 主要交差点 | | ○ |

2 都市計画道路の見直しについて

2-1 主な経過

| 年 月 | 主 な 経 過 |
|-----------|--|
| 平成21年度～ | 大阪府が都市計画道路網（2回目）の見直しに着手 |
| 平成23年 3月 | 大阪府が「都市計画（道路）見直しの基本方針」を策定 |
| 平成24年 3月 | 大阪府より市域都市計画道路のうち府決定路線の見直し素案が提示される （大阪府では、平成23年度～25年度の3箇年で府内全体の見直しを実施） |
| 3月 | 高槻市議会より「都市計画道路（大阪府決定）の見直し（素案）」等に対する高槻市の意見反映を求める意見書を大阪府に提出 |
| 4月～ | 府見直し素案について、大阪府と市が協議開始 （平成24年度は都合4回、平成25年度は3回の協議を実施） |
| 平成26年 4月～ | 高槻市が市域全体の都市計画道路網の見直し検討に着手 |
| 8月 | 大阪府が府内28市町（97路線、約170km）で都市計画変更手続き完了 |
| 8月 | 高槻市が「第1回 高槻市都市計画道路網等に係る庁内検討会議」を開催 |
| 10月 | 高槻市が「第2回 高槻市都市計画道路網等に係る庁内検討会議」を開催 |
| 11月 | 高槻市が「都市計画道路見直し基本方針（素案）」についてパブリックコメントを実施 |

2-2 パブリックコメント実施結果

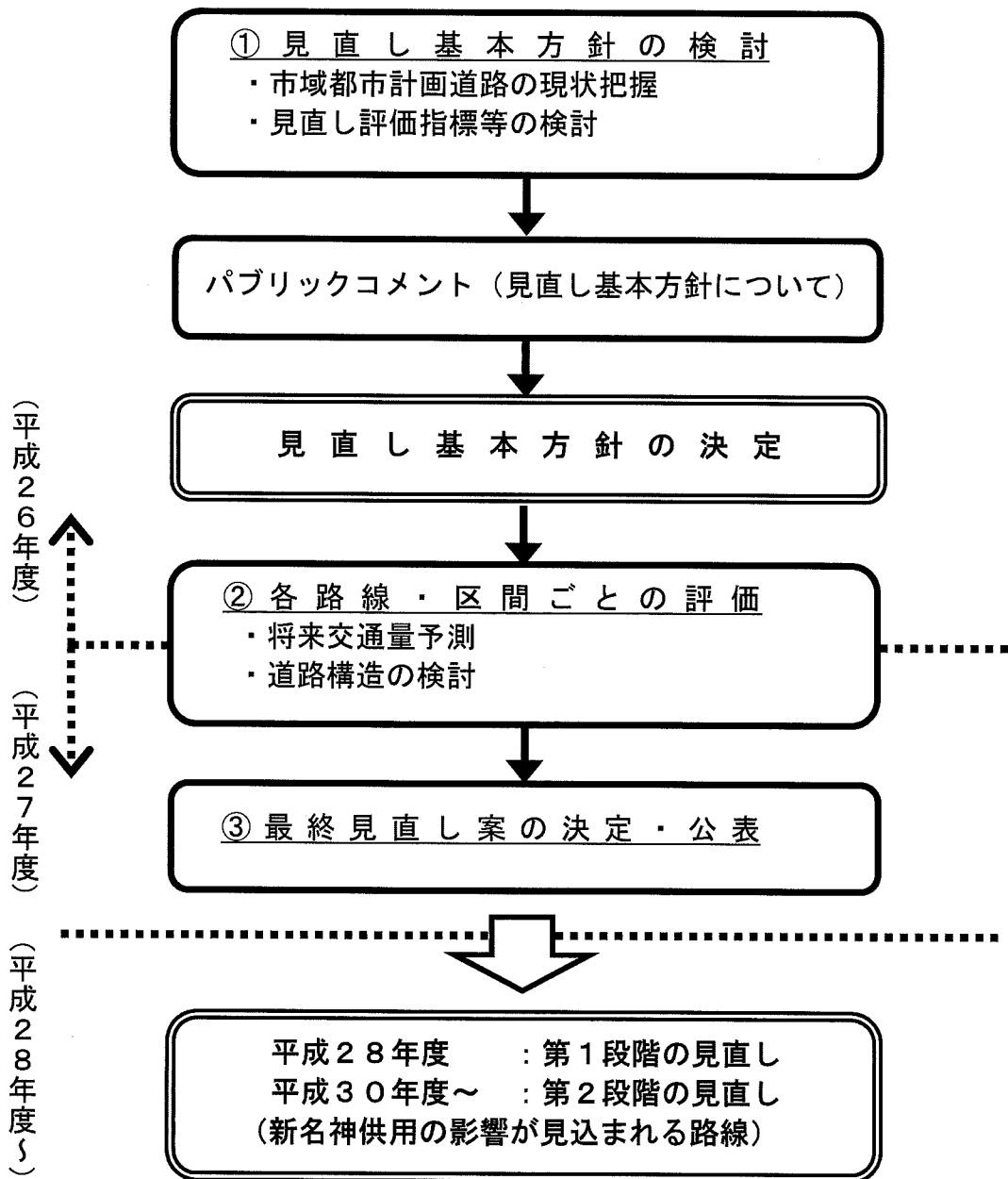
| | |
|-------|---|
| ①閲覧資料 | 高槻市都市計画道路見直し基本方針（素案）及び概要版（別添資料 1 参照） |
| ②募集期間 | 平成26年11月10日（月） ～ 平成26年12月10日（水） |
| ③閲覧場所 | 都市づくり推進課、行政資料コーナー、各行政サービスコーナー、各支所、各市立公民館 各コミュニティセンター、市ホームページ |
| ④募集方法 | 持参、郵送、FAX、電子申込 |
| ⑤意見者数 | 10件 |
| ⑥意見数 | 11件（別添資料 2 参照） |

【結果概要】

| 項目 | 意見の主旨 | 件数 | 市の考え方 | 対応方針 |
|------|-----------------------------|----|---|------|
| 基本理念 | 環状幹線道路の早期整備と公共交通機能の充実 | 1件 | 環状幹線道路は、都市の骨格形性機能として評価しています。また、公共交通機能の充実は、交通安全機能として評価しています。 | 原案通り |
| 個別路線 | 富田奈佐原線（府道）の都市計画の存続及び早期整備 | 9件 | 個別路線の評価の際に参考とします。 | 原案通り |
| その他 | 都市計画道路ではない一般市道における看板撤去と整備要望 | 1件 | 見直し基本方針に関する意見には該当しないため、担当へ申し送りします。 | 原案通り |

2-3 今後の予定

パブリックコメントの結果、都市計画道路見直し基本方針は原案通りとすることとしたことから、引き続き従前からの工程に基づき、各路線・区間ごとの評価に取り組む。



高槻市都市計画道路見直し基本方針（素案）概要版

■ 背景と目的

- “都市計画道路”とは、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、都市計画法に基づいて定められた道路であり、高槻市では44路線、114.7kmが都市計画決定されています。
- 本市におきましては、平成15年度より長期未着手の都市計画道路の必要性を点検・検証し、平成18年度には府決定・市決定合わせて5路線、3.62kmの都市計画道路を廃止しています。
- しかし、前回の見直しから約10年が経過して社会経済情勢が大きく変化し、人口減少社会の到来、厳しい財政状況、集約型都市構造への転換など、都市計画道路を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、改めて都市計画道路の見直しを行うものとしします。

① 高槻市における都市計画道路の整備状況

- 計画延長 : 114.7km
- 整備済延長 : 54.5km(48%)
- 事業中延長 : 9.5km(8%)
- 未着手延長 : 50.7km(44%)

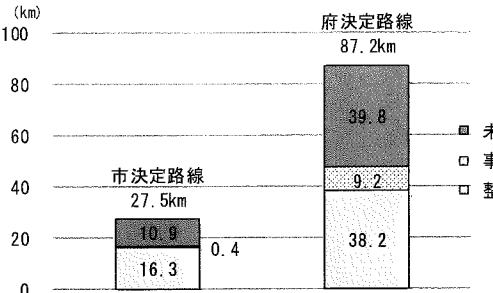


図 都市計画道路決定権者別の整備状況 (平成26年3月末時点)

高槻市における都市計画道路の整備率は、北摂7市において最低水準となっています

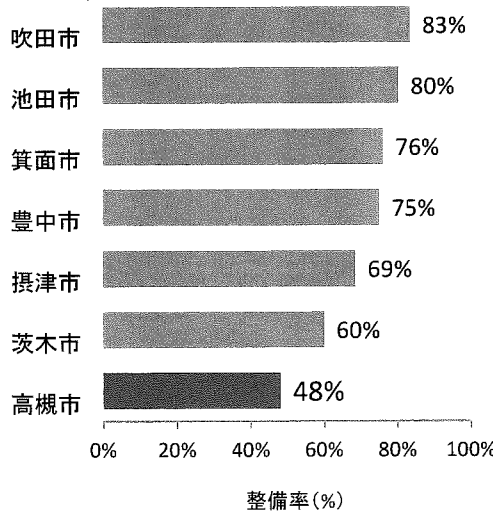


図 北摂7市における整備済み延長の割合 (平成25年3月末時点)

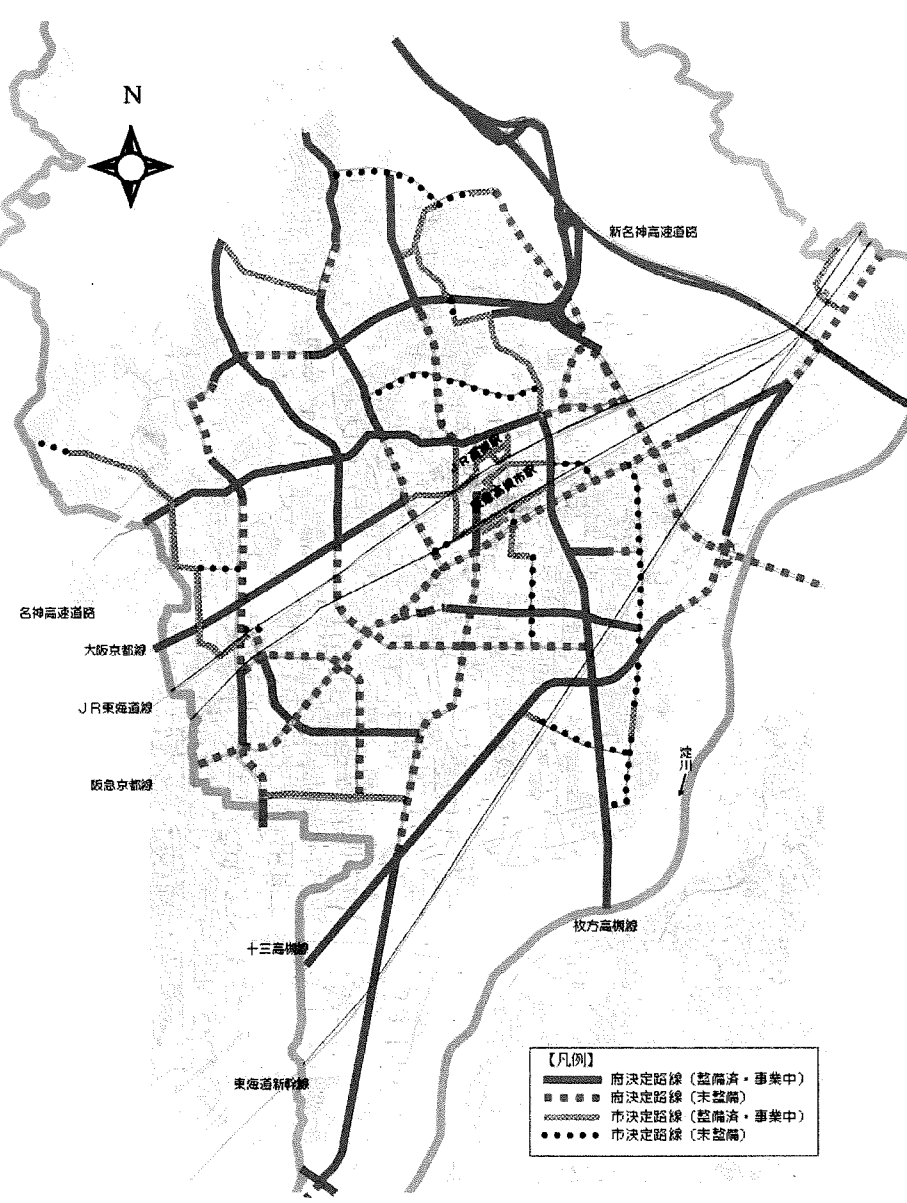


図 高槻市の都市計画道路整備状況

② 見直し方針

- 見直し対象路線 (区間) ごとに、見直しフローに沿って「都市機能上の必要性評価」を行い、さらに「交通処理能力の評価」、「実現性の評価」により、都市計画を見直した場合の影響を詳細に検討し、「廃止」、「変更」、「存続」候補に分類します。
- 検討の結果、廃止候補に分類された路線 (区間) については、順次、都市計画変更の手続きを進めるものとしします。
- なお、「廃止」という見直しパターンは、都市計画を廃止するという意味であり、現道を廃止するものではありません。

- 「廃止」という見直しパターンは、都市計画を廃止するという意味であり、現道を廃止するものではありません。

- 「廃止」という見直しパターンは、都市計画を廃止するという意味であり、現道を廃止するものではありません。

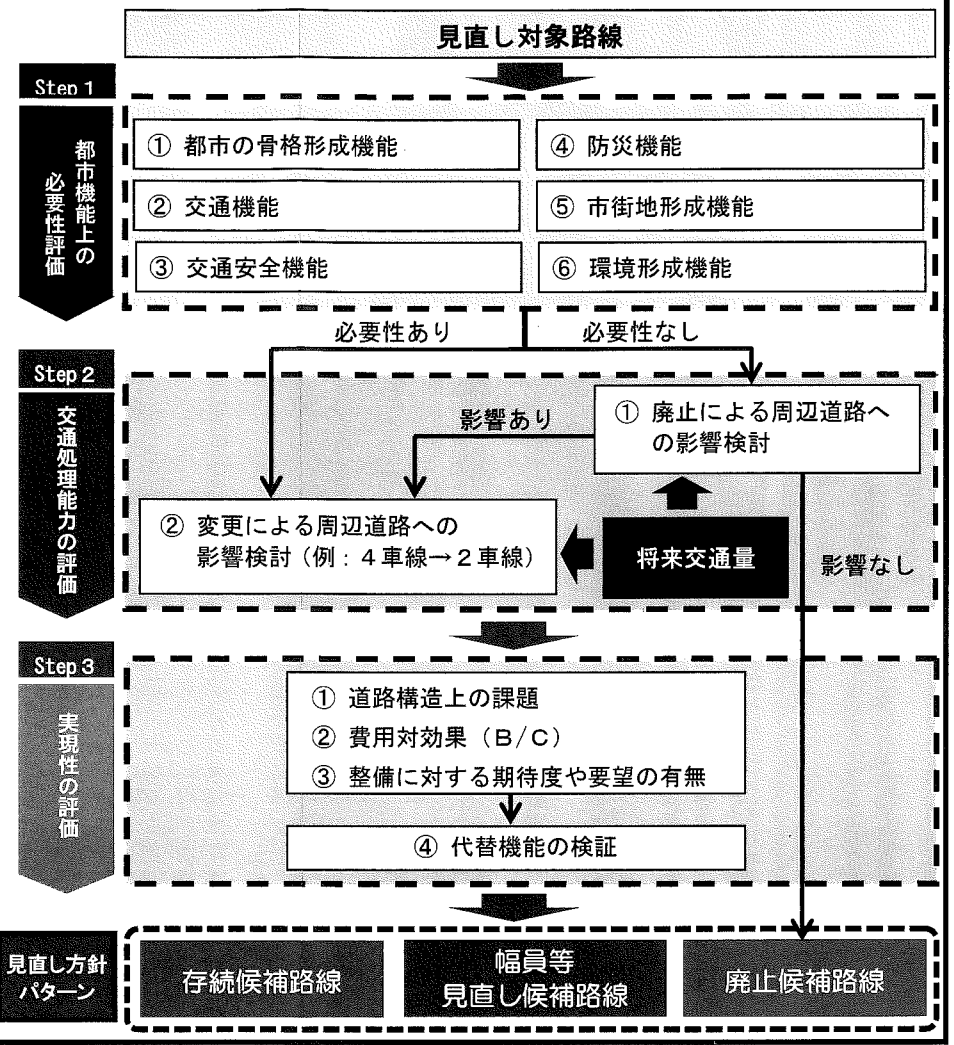


図 見直しフロー

③ 見直しスケジュール

本見直し基本方針に基づき、「廃止候補」と分類された路線 (区間) については、平成28年度から都市計画変更の手続きに着手する予定ですが、新名神供用の影響が大きいと考えられる路線については、供用後の交通状況を確認した上で、最終判断します。

| 項目 | 新名神供用 | | | | | | 備考 |
|----------------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|------------------|
| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | |
| 見直し検討 | ■ | ■ | | | | | |
| 第1段階の見直し | | | ■ | | | | 新名神供用による影響が少ない路線 |
| 新名神供用後の交通状況の確認 | | | | ■ | | | |
| 第2段階の見直し | | | | | ■ | ■ | |

● お問い合わせ先

- 高槻市役所 都市創造部 都市づくり推進課 担当：齊木・吉岡・巽
- 電話 : 072-674-7554
- FAX : 072-661-7008
- メール : toshiduk@city.takatsuki.osaka.jp

「都市計画道路見直し基本方針（素案）」に対する
パブリックコメント実施結果について

目 次

| | | |
|-------------------|-------|---|
| 1. パブリックコメントの実施概要 | | 1 |
| 2. すべての意見と市の考え方 | | 2 |

1. パブリックコメントの実施概要

- (1) 募集期間 : 平成26年11月10日(月)～平成26年12月10日(水)
- (2) 募集方法 : 持参、郵送、FAX、簡易電子申込
- (3) 閲覧場所 : 都市づくり推進課(市役所本館6階)、行政資料コーナー(市役所本館1階14番)、
各支所、各行政サービスコーナー、各コミュニティセンター、各市立公民館、市ホームページ

(4) 意見者数 : 10件(個人9件、団体1件)

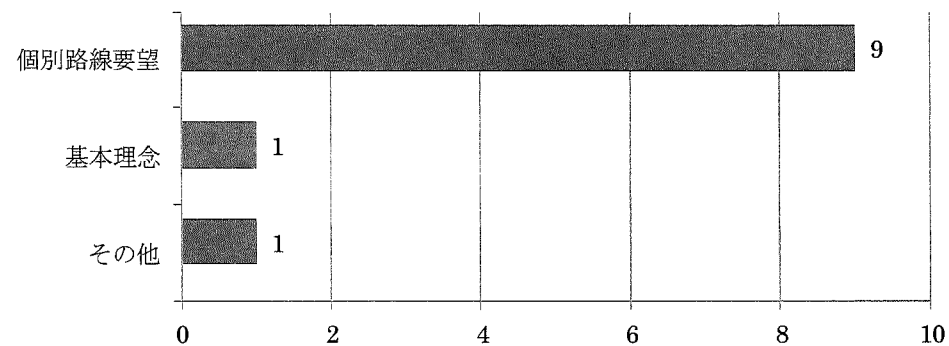
| | |
|-------|-----------------------------|
| 提出方法別 | 持参0件、郵送3件、FAX7件 簡易電子申込0件 |
|-------|-----------------------------|

(5) 意見数 : 11件

| | |
|-------|-----------------------------|
| 提出方法別 | 持参0件、郵送3件、FAX8件 簡易電子申込0件 |
|-------|-----------------------------|

(6) 集計結果

提出された意見11件を項目別に分類



2. すべての意見と市の考え方

| 番号 | 項目 | 意見 | 市の考え方 | 対応 |
|----|------------|--|---|------|
| 1 | 個別路線 要望 | 富田奈佐原線について、道幅が狭いのに駅へ向かうメイン道路となっているため自転車、バイク、歩行者が多い。その上、バスが2台すれ違う時は、横の家にぶつかりそうになっている。トラックも多く走っている。大きな事故になると思う。この様な道路状況なので国道に出るまで常に渋滞が発生しているため非常に怖く不便な道路である。 | このたびのパブリックコメントは、未整備の都市計画道路の見直しに際して、必要となる評価項目などからなる「都市計画道路の見直し基本方針」を定めるにあたり、市民意見を反映するために実施したものです。 今回頂きました富田奈佐原線に関するご意見につきましては、見直し基本方針確定後に実施する個別路線の評価時において、参考とさせていただきます。 | 原案通り |
| 2 | 個別路線 要望 | 富田奈佐原線について、国道171号から岡本交差点までの道路が非常に狭くて大変危険。車道、自転車道、歩道の区別をするためには、今の倍くらいの拡幅が必要である。住宅の立ち退きが困難であれば、女瀬川にフタをして一方通行にしたらどうか。当面、できる所から拡幅してほしい。市バス宮田駐車場のスペースを緊急に確保してほしい。都市計画道路の計画を廃止しないでほしい。 | 同上 | 原案通り |
| 3 | 個別路線 要望 | 富田から岡本交差点あたりまでの道路はとても狭いです。朝夕など交通量も多い。私は氷室町に住んでおり、富田駅まで徒歩で行きますが、歩道も整備されておらずいつも怖い思いをしています。歩道がある箇所もあるのですが、西側、東側と変わるので、その都度、横断歩道の無い道を横断せざるを得ません。歩道が全く無い場所もあります。バスに追い越される時など、道路沿いの壁にしがみついてやり過ごすこともあります。新しい家が道路沿いに建つのをみると、安全面を考慮した計画をしてもらいたいとつくづく思います。歩道を確保し、車がすれ違えるよう拡幅できるよう整備してください。都市計画道路から外さないでください。 | 同上 | 原案通り |

| | | | | |
|---|------------|--|----|----------|
| 4 | 個別路線 要望 | 富田奈佐原線について、自転車で通行していますが、歩行者と後ろから自動車が来ると危険で側溝もあったりなかったりで対向車は中央車線をはみ出す状態です。事故が起きてもおかしくないのでは是非対応をお願いします。 | 同上 | 原案 通り |
| 5 | 個別路線 要望 | 朝の通勤時を見ていると、自転車、バイクが道幅が狭いため車の前に出て通行しています。それがかなりの同時刻に頻繁に見られます。このような状況でバスも通行するともなると、前がつかえるようになるのか自転車やバイクが対向車線に出て逆走するといった光景も見受けられ、いつ事故が起きてもおかしくない状態になっています。なので、道幅を広げることが安全に資することと思っとなりません。よって、富田奈佐原線の幅員が廃止されることは考え直すべきだと思います。 | 同上 | 原案 通り |
| 6 | 個別路線 要望 | <p>先夜遅くお付き合いで飲んで帰宅した際、JR富田駅よりタクシーにりましたが、その際に運転手さんから聞いた話です。富田駅～大畑町間が道路拡張で工事が進んでいるのを見て、便利になるとのことでした。そしてその先、宮田・岡本間は何時頃完成するのでしょうかとお尋ねしたところ、頓挫しているとの返事がありました。私が思うには、</p> <p>①富田駅～岡本まで道路拡張が図られ、はじめて完成ではないのか。今のままでは、現在の苦勞が全く無駄である。</p> <p>②大畑町交差点で右折の車が2台繋がると、交差点への進入が不可能となり、この後ろは渋滞が続くことになる。</p> <p>③渋滞が長くなると、自転車、2輪バイクは好き勝手放題で、飛び出しが増えて事故が増えることになる。</p> <p>これらのことは、既にご存知のことと思います。1日も早く、工事の推進と完成をお願いします。</p> | 同上 | 原案 通り |

| | | | | |
|----|------------|--|--|----------|
| 7 | 個別路線 要望 | 富田奈佐原線と国道171号の交差点について、富田へ出る府道が狭く、バスと普通車が離合し危険である。バス運転手の気遣いもかわいそう。まして、歩行者や自転車が危ない。また、国道へ出る交差点で渋滞を引き起こす。府道から右折（対向車の為）左折（横断歩行者の為）で止まってしまうと、後続車や直進車は進めない。 | 同上 | 原案 通り |
| 8 | 個別路線 要望 | 都市計画道路の廃止の対象路線は絶対に認められない。特に富田奈佐原線（萩谷西五百住線 115 号線）の国道171号以北については、道路の拡幅を行い住民の交通の安全を確保すべきである。道路の両側に歩道を設けて、赤ちゃんを乗せた乳母車を押して安全に通行できるようにされたい。現実的に建物の立ち退きや移転が困難ならば、電柱を民有地へずらす。溝に蓋をしてその上を歩道がわりにするとか等の工夫をして両側に歩道を設けられたい。 | 同上 | 原案 通り |
| 9 | 個別路線 要望 | 富田奈佐原線について、富田へ出る府道は狭くとても危険。バスと普通車の離合や狭いため歩行、バイク、自転車もとても危ないと思っています。国道171号の交差点も渋滞をよく引き起こしています。何とかしてほしいという声をよく聞きます。 | 同上 | 原案 通り |
| 10 | 基本理念 | 高槻市の良さは身近に自然がある。近年、高齢者・退職者が田舎での生活を楽しむとの流行もある様に、駅近くも便利な反面、自然への憧れ、懐かしさも生じる。そのためにも、交通整備、特に公共交通機能の充実が望まれる。運転者人口の減少もあるので、平地にあっても電動車・車椅子等、安全安心に使用できる道路であってほしい。高槻の地理上、放射状幹線道以上に環状幹線道路の充実を。バスの乗り継ぎ等の利便も取り入れて頂きたい。 | 環状幹線道路や放射状幹線道路の整備につきましては、本市の都市計画マスタープランにおいて、道路・交通体系等の方針として掲げており、今回の都市計画道路見直し基本方針におきましても、都市の骨格形成機能の評価において、重要な項目として位置付けております。 また、公共交通機能の充実等に関するご意見につきましても、交通安全機能の評価において、歩道の有無や、バスの円滑な運行に資する路線という視点で評価指標としております。 | 原案 通り |

| | | | | |
|-----|-----|---|--|------|
| 1 1 | その他 | <p>エンゼルハイムの住民や前島住宅の方が、イオン高槻店に買い物に行くときや、通勤する人が近道が無くて不便なので、団地出入り口3箇所の通り抜け看板を撤去してほしい。</p> <p>また、国道171号の萩之庄5丁目交差点まで、萩之庄503号線を整備してほしい。</p> | <p>このたびのパブリックコメントは、未整備の都市計画道路の見直しに際して、必要となる評価項目などからなる「都市計画道路の見直し基本方針」を定めるにあたり、市民意見を反映するために実施したものです。</p> <p>今回頂きました当該箇所の看板撤去や、道路整備に関する内容は、都市計画道路の見直しには直接該当しないものですが、担当課に申し伝えておきます。</p> | 原案通り |
|-----|-----|---|--|------|